

食 品 安 全 委 員 プ リ オ ン 専 門 調 査 会

第 25 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 17 年 5 月 31 日 (火) 15:00 ~ 18:10

2 . 場 所 委員会大会議室

3 . 議 事

- (1) 肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用について
- (2) 米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓について
- (3) その他

4 . 出 席 者

(専門委員)

吉川座長、小野寺専門委員、北本専門委員、甲斐(諭)専門委員、金子専門委員、堀内専門委員、山内専門委員、山本専門委員、横山専門委員

(食品安全委員会委員)

寺田委員長、小泉委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(説明者)

厚生労働省 道野課長補佐

農林水産省 釘田衛生管理課長

農林水産省 藤井課長補佐

(事務局)

齋藤事務局長、一色事務局次長、村上評価課長、福田評価調整官、梅田課長補佐

5 . 配 布 資 料

資料 1 農林水産省からの追加提出資料(肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用について)

- 資料 2 - 1 現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性
- 資料 2 - 2 資料 2 - 1 に関する参考資料
- 資料 3 - 1 現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性
- 資料 3 - 2 資料 3 - 1 に関する参考資料
- 資料 4 食品安全委員会第 96 回会合議事概要メモ(米国・カナダ産牛肉諮問関係)
- 参考資料 1 諮問書（16 消安第 2314 号；肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用について）
- 参考資料 2 肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用に係る資料

6．議事内容

吉川座長 それでは、ただいまから第 25 回「食品安全委員会プリオン専門調査会」を開催いたします。

本日は、9 名の専門委員が御出席です。

食品安全委員会からは寺田委員長、寺尾委員、小泉委員、見上委員、中村委員が御出席で、本間委員は少し遅れるということです。

また、厚生労働省及び農林水産省からもお越しいただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧になっていただければと思います。

今日の会議全体のスケジュールについては、お手元の資料、第 25 回プリオン専門調査会議事次第がございますので、御覧いただきたいと思います。

一応、2 時間ということですがけれども、多分 1 回目で新しくカナダとアメリカの諮問がきていますから、できれば 2 時間ぐらいはそちらの議論をして、最後はちょっと延長になりますけれども、前回から農水省の骨粉というか、蒸製にかわの件に関して、資料の提出、その他がありましたので、そちらの方を 30 分ぐらい審議して、ちょっと予定より長くなるかとも思いますけれども、そんな格好でやっていきたいと思います。

最初に、事務局から資料の確認をお願いします。

福田評価調整官 お手元にごございます資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、資料 6 点、参考資料 2 点の合計 8 点でございます。

まず、資料 1 といたしまして、前回からの継続審議となっております肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用に関する追加提出資料でございます。右上に資料 1 と囲ってありまして、その中で資料 1、2、3 となっております。

資料 1 につきましては、知的所有権等の制約がありまして、非公開となっておりますので、委員の先生方にしかお配りしておりません。

次に、資料 2 - 1 でございます。

これと次の資料 2 - 2 がセットでございますが、2 - 2 の方はリストだけで、お手元の青いファイルでたくさんありますが、資料 2 - 2 でございます。

農林水産大臣及び厚生労働大臣からの諮問でございます、「現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でと殺解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症（BSE）に関するリスクの同等性」に関する諮問書でございます。

続きまして、資料 3 - 1 と 3 - 2 でございます。

3 - 2 もリストと委員の先生方のお手元にあります青い分厚いファイルでございます。

こちらは米国ではなく、カナダからの牛肉に関する同様の諮問書でございます。

そのあと、資料 4 といたしまして、食品安全委員会第 96 回会議議事概要メモがございます。

参考資料 1 といたしまして、前回の肉骨粉の焼却灰及び炭化物、にかわかすに関する諮問書。

参考資料 2 として、前回会議に引き続き、その関連の資料がございます。

資料 1 の非公開部分、資料 2 - 2 及び 3 - 2 につきましては、知的所有権等の制約がございますので、傍聴の方にはお配りしておりませんが、事務局にて閲覧可能となっておりますので、御了承をお願いします。

本日、用意させていただいております資料は以上でございます。資料の不足等ございましたら、お知らせください。

吉川座長 資料の確認、かなり大量になっていきますけれども、別冊のカナダとアメリカ

のそれぞれのオリジナルのデータと、配布の資料 1 から 4 までいいですか。

それでは、先ほど言いましたように議題は、最初に肉骨粉の焼却灰及び炭化物等をもって、2 番が米国及びカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓についてということになっておりますけれども、先ほど冒頭に言いましたように順番を変えて、今回の諮問に関して審議に入る前に、経緯あるいは諮問内容、その他について、先に議論をして、できれば資料の説明及び今後の進め方辺りについて、議論をしていって、最後にちょっと順番をひっくり返して、農水省からの前回からきている蒸製骨粉と炭化物についての議論を 30 分ぐらいやりたいというふうに思います。

最初に、先ほど資料の方で説明がありましたけれども、先週 5 月 24 日に厚生労働省、農林水産省から諮問があって、専門調査会におりてくる前に「食品安全委員会」で両省からの説明があって、それについて調査会に諮問するに当たって「食品安全委員会」での質疑、あるいは経緯の説明、その他がありましたので、今回は先に寺田委員長の方から親委員会としての諮問について、どのように審議をしたか、またどういう経緯で調査会の方に諮問を評価として依頼するかといった辺りについて、最初に説明を受けたいと思います。

よろしく申し上げます。

寺田委員長 そうしましたら、私の方から説明させていただきます。資料 4 を御覧ください。

先週 26 日木曜日の第 96 回食品安全委員会におきまして、農林水産省及び厚生労働省から諮問について説明を受けました。諮問資料に基づきして、本日は資料 2 - 1 あるいは 3 - 1 と同じでございますが、米国、カナダの順で両省から説明があった後に、質疑応答が行われました。

資料 4 にありますように、主な質疑応答としまして、個々の委員の質疑応答なんかも書いてございますが、概要でございます。

諮問の対象や範囲に対する質問や同等性という諮問の仕方についての説明を求めたところ、管理側からは、今回の諮問の対象は牛肉と牛の内臓であって、加工品は含まないとのことや、日本向けの牛肉や内臓には国内規制に加えて、上乘せ規制が設けられており、それによって管理された牛肉と内臓について諮問を行ったものであると。その旨説明がありました。

また、管理措置に関する質問に対して、今後講じようとする輸出プログラムの遵守状況については、現地調査等を実施するなど、リスク管理側が責任を持って行うことの確認を行ったことや、牛肉の成熟度による月齢判別については「牛の月齢判別に関する検討会」

の検討結果を基にして、評価をしてもらいたいなどの説明がありました。

こうした議論を踏まえまして、私の方からは両省から「プリオン専門調査会」において諮問の考え方について説明をすること。

その際、特になぜ諮問がこのような内容になったか、その趣旨や経緯、諮問事項である米国及びカナダから輸入される牛肉と、国産のものとのBSEに関するリスクの同等性についてのリスク管理機関としての考え方を十分に説明すること。

米国とカナダ政府が日本向け牛肉に関して実施しようとする管理措置については、その的確な実施が食品健康影響評価の前提となるわけですが、その徹底については、リスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省において責任を持っていただくこと。

「プリオン専門調査会」の求めにより、御出席の上、各専門委員からの質問があれば、的確に答えていただくとともに、審議の過程で新たな情報収集をお願いする場合には、その入手に全力を挙げていただくことについて、あらかじめお願いをしております。

以上のように、リスク管理側に関しまして、いわゆる注文を付けて、今後「プリオン専門調査会」において議論をお願いすることといたしました。これまで同様、中立公正な立場から、科学的な議論を尽くしていただきますようお願いしたいと思います。

なお、資料4にありますような質疑応答の概要がございますが「食品安全委員会」の方の先生方で何か御自分の発言、あるいはこれは概要でございますので、何か付け加えることがございましたら、おっしゃってください。よろしゅうございますか。

私の方からは、そういうことです。以上です。

吉川座長 どうもありがとうございました。

ただいま5月26日の「食品安全委員会」での両省からの諮問のやりとりの概要と、両省に対しての「食品安全委員会」からの注文を含めて説明がありました。細かい内容は、その概要のところには主な質疑応答ということで、各委員の疑問に感じたこと、それに対して両省が答えたことが書いてありますけれども、食品安全委員の方からただいまの委員長の説明に関して、補足その他ございましたら受けたいと思うんですけれども、いいですか。

それでは、これまで余り私自身も「プリオン専門調査会」と「食品安全委員会」の関係、または諮問がおりてきたときに「食品安全委員会」と「プリオン専門調査会」がどういう関係になるのかということ等はあまり考えたことがないままやってきたものですから、今回そういう話を委員長の方から聞きまして、この際、親委員会としての見識と我々「プリオン専門調査会」がやることとの関連その他についても、少し始める前に聞いておきたいと思って、委員長に依頼して、前回の「食品安全委員会」の諮問等のやりとりについての

説明をいただいたわけですが、もし何か意見あるいは審議に入る前に「食品安全委員会」について、聞いておきたい、あるいはここをただしておきたいというようなことがありましたら、意見をいただきたいと思います。

山内専門委員 質問ですが、今回はアメリカ、カナダですが、この前の国内対策の見直し、これに関しても同じようなプロセスでここに上がってきたものでしょうか。

寺田委員長 ちょっと意味がわかりませんが、国内プロセスの心配ですか。

山内専門委員 この前の諮問に対して、審議をしましたね。あの場合も、やはり一度親委員会で、まずこういったようなことを検討した上でできていると考えてよろしいのでしょうか。

寺田委員長 確かに親委員会にきまして、これほど詳しくは検討いたしませんでしたが、それからお願いしたという形になっております。

山内専門委員 常に、そういうプロセスは経ていると理解してよろしいわけですね。

寺田委員長 「プリオン専門調査会」だけではございませんで、専門調査会にお願いする場合には「食品安全委員会」で、例えばこういう諮問がきたと。その内容に関して、当然、専門委員会の方が疑問に思われるようなことはお聞きしまして、専門委員会にお願いするというようにしております。

山内専門委員 わかりました。今まで、そういう実態をちゃんと認識していませんでした。

吉川座長 私もあまり詳しいそこら辺の経緯を知っていなかったものですから、今回改めて、いつも言うように、この委員会は一体何をするところかというところから始めて、自分たちの責務を何だというのを、ある意味ではかなり試行錯誤的にやってきたところもあるかと思しますので、問題が生じたというか、疑問が生じたときに、いろいろな関係をただしながら、やっていくしかないかなと思って、今回は、そういうわけで外の反応も結構強いですし、審議が始まる前からいろいろな意見も出たかに思いますので、改めて委員長の方をお願いして、経緯を説明していただきました。

寺田委員長 正確に言いますと、国内の諮問に関して、10月26日に出た諮問はこういうプロセスをとったんです。ですから、中間とりまとめに至る経過、あるいはそれまでは諮問という形をとっていませんから、それはこういう形をとっておりません。それだけちょっと述べさせてもらいます。

吉川座長 委員会として独自に自分たちでやっていくものと、諮問がきて評価して返すものと二通りの取組みがあって、自分たちでやって親委員会に返したのものに関しては、特

にそういうプロセスを踏まないけれども、諮問がきて、こちらに評価を依頼するときは、今のようなプロセスをとっているということです。

ほかにございますか。いいですか。

金子専門委員 教えていただきたいんですが、食品のリスク評価に関して、リスク管理側からの諮問が来て、リスク評価機関が評価をして答申をします。諮問があつて答申するというシステムなっていますが、諮問がきたらそれまでなのか。つまり、諮問をもうちょっとこれは変えた方がいいのではないかとか、諮問の妥当性というか、そういうことというのは検討できる仕組みなんですか。あるいはしたことがあるんでしょうか。

寺田委員長 それはございませぬ。それは、管理側とリスクアセッサーの評価側とは、そこが本当はリスクコミュニケーションが一番大事なところなんですけれども、あまりそこはやっていなかった。逆に、それをやるとなれ合いだとか、独立性が失われるとかということで、逆にやらなさ過ぎたというちょっと反省はございます。

金子専門委員 その点なんですけれども、私たちのスタンディングポイントというか、評価の基準というか、基盤にも関係すると思うんですけれども、そもそも私たちは言わばWHO基準というか、人の健康に基づいて食の安全をやるうという考えに立っていたと思うんですが、よく考えてみると、これはやはりリスク管理があつて、それに対する諮問がきて、その範囲で評価をして返すというふうにもとれるんです。

今回の諮問を拝見しても、恐らくあとでお話しになると思うんですけれども、そのままでは難しいからリスク管理側がいろいろ考えた結果のように見えるんです。それは、やはり現実社会の中で、そういうことが動かざるを得ないときには、私は必要だと思つてはいるんですけれども、だから、それをそういうふうにはっきり皆さんにわかるように、全然関係ないので、これはまた新たにやるんだと思つてはいるんですが、アメリカまた云々ではなくて、やはりきちんと正直にこういう事情があるんだということを言ってくださつた方がいいような気がするんです。

もっと言うと、私たちがやっているリスク評価というのは何かということにもつながるんですけれども、理想を求めて、日本の公衆衛生水準は世界でもトップレベル、一番高い、それで国民の皆さんが受け入れられるようなことをやってきたと思うんですけれども、こういう場合に、やはり世界のスタンダードとの開きが出てきたときに、しかし、それでも管理側の世の中での都合というか事情というのがあつて、苦肉の策として、こういうことを出してこられたと思うんです。

そのときに、私たちはどういうスタンスで評価をすべきかと。あくまでも理想を求める

のか。それともこういう限定付きの限られた枠の中で、状況がよくわからないけれども、それに幾つかの上乗せ事項を付けて、この範囲だったらどうかというようなことが来たときに、どうするかというか。やはりリスク管理があって、その中でこれを生かしていくのか。そうではないと、理想を追い求めて、いつもある程度批判されることだと思うんですけども、現実から遊離したような理想論を言うてはいけないとか、そういう話になるんです。その辺のところを私はやはりはっきりしていただきたいと思うんです。

それは無理かもしれません。やってみないとわからないという側面もあるかもしれないんですけども、やっている私たちもつらいところがあって、片や現実的なお話があって、片ややはり食の安全、理想的なことを求めるという立場があって、今回そのきしみが一番はっきり出たと思うんです。

では、どうしたらいいのかと。どういう立場で評価をしたらいいのかということなんです。ちょっとまとまらないことを申してしまいました。

寺田委員長 直接のお答えになるかどうかわかりませんが、いわゆるリスク分析法というので、食品安全基本法とか委員会とか管理側があるわけです。もしくは、それだけがいいかわかりませんが、大体コーデックスの考え方からいきますと、リスクの評価の方は管理側の1つのインテグラルパートだと。だから、管理側が政策決定するのであって、それに参考になる科学的な評価、要するに科学という言葉を入れないと、高橋レポートにありましたように、行政にそれを無視されてしまうと。それは困るので、客観的な科学的なデータを行政の政策決定のためにつくるということ、私はその見極めは非常に難しいところであって、下手をすると何度も言ってきたことはOKということになりますし、ぎりぎりのところでやっていくよりしようがないのではないかなと。

おっしゃるように理想を求めてずっといきますと、それはゼロリスクもあるでしょうし、だから逆に本来からいうと、今回の場合はちょっと当てはまらないでしょうけれども、オプションを付けて、これではどうか、これではどうか、これではどうかと。あとは、国民とかステークホルダーのリスクコミュニケーションを通じて、そこで政策決定をするというのは、ここでコーデックスのやり方です。

必ずしもその全部が「食品安全委員会」あるいは食品安全基本法の中に入っていないくて、こちらは勧告権だとか、ああいう困難なときにつくられたものとか、非常にスーパーパワー的なことがあって、こちらが最高裁判所だというような考えも何となく入っているんです。そこは非常にコンフュージョンになるんでしょうけれども、私はやはりそれはちょっと無理な話で、できるだけ科学的な評価、科学的に客観性、独立性、これは絶対に

守らないといけないと、トランスペアレンシーを持ってやるということに、やはり委員会のスタンスとしては、やっていくと。

しかし、何度も言いますように、これは全部のところを全部評価をしてということになりますと、これはとてもではないけれどもできない。ましてや政策決定をここでやるようなことになりますと、大変困るのではないかなと私は思っております。なかなか、そういうことまで私どものところで、行政官、あるいは例えばコストエフェクティブネスとか、そういうことはここではできないわけです。

だから、はっきりした答えになりませんが、そのぐらいの範囲内でと私自身はそう思っています。ということです。

金子専門委員 済みません。長くなりますけれども、よろしいですか。

吉川座長 どうぞ。

金子専門委員 ただ、国内のときは、いわゆるオーソドックスに比較的というか、かなり理想に近い形でBSE、管理施策というか管理措置というか、対策全般を見直して答申をいったわけです。ですから、そのときにはあまりそういうすれ違いははっきりしなかったと私は思うんです。

しかも、国内ですから、検査水準にしる、いろんな意味において国民の皆さんの合意も得られていて、あまり問題が表面化しなかったような気がするんですけども、今、委員長がおっしゃった点というのが、やはりある意味ははっきりしていなくて、消費者の皆様は、ここが最後のとりでで、ここが守りだからとにかく徹底的に闘ってくれというか、きちんとやってくれと。

いわゆる今回のコンプライアンスの問題です。管理のあいまいさ、遵守状況のあいまいさも踏まえて、全部踏まえて、つまりもしかする詐欺するかもしれない、偽装するかもしれない、そういった要素も全部踏まえて、評価に加えてくれというスタンスになりかねないわけです。それは、もう科学評価と言っていいかどうかと言えば、それはかなりちょっと違う側面が入ってきがちなので、そういうところをちょっとはっきりと、皆さんにわかっていただけのようにしていただきたいところです。

寺田委員長 おっしゃるとおりだと思って、だから、私はこの前の委員会のときに、アメリカ側、あるいはカナダ側のコンプライアンスに関しては、管理側がずっと責任を持ってやってくださいと。それで評価をすると。

しかし、専門委員会の先生は多分言われるだろうけれども、できる範囲内のコンプライアンスのやり方とかをずっと見ていくことに関しては、こういうことをやってくださいと

か、そういうことをやってくださいということについて、やりは提言をするということには私はあり得ると思うんです。向こうへ任せてしまったから、それで大丈夫だといふうだけれども、どういうふうにならざるにしているんですか。そういうことは当然あつてしかるべきだと私は思います。

国内の問題に関しましては、日本の中では初めてBSEの問題、ボランティアと私には思っていますけれども、ボランティアに評価を始めて、それらから国内問題の諮問が来て、それに対してきちつと答申を出したということは、ああいうのは非常に私にはいいことだと思ひます。

ああいう基があるから、アメリカの問題、あるいはカナダの問題もそういう基に立って私は評価ができると思ひて、何もやらなくて、管理側だけやってもらつたら、これはいいですというわけでは絶対ないわけですから、国内対策が基になつて、国内と安全性の同等性をどういふふうにするかは、管理側から「プリオン専門調査会」に直接また説明してもらつたらいいです。

そういう今まで、あとの諮問がきてから8回でいろいろと議論をして、確かに効率が悪いということと言われる方も、直接私には何もなかつたですけれども、新聞なんかでは聞こえてきますけれども、それらのプロセス自身は、非常に私は効率がよかつたと思ひているんです。

そういうことをやはりきちつとして、それを基にして、今度カナダ、アメリカの問題を評価していただくと。これは、なかなか難しいんです。学会ではないのはたしかないんです。行政の一部だと、行政の政策決定の一部に科学のあれをぐつと中心にして入れていくということはそうなんです、言われましたように、ここは最高裁判所的な期待もありますし、そういうことは現実には、私は本当のことを言つて、そこまで行政的な政策判断までやるのは、幾ら怒られても無理だと思ひます。というのが私のあれです。

ほかの委員の先生は、どういふふうにおもわれているかわかりませんが、私の頭の中では、いわゆるコーデックスのリスク分析、あるいは全部が全部というわけではないですけれども、あれが頭の中のイメージがあつて、いろいろな行動をしているつもりです。

吉川座長 「食品安全委員会」の委員の方から、ほかにありますか。

今まで経緯を見ても、何となくリスクアセッサーとマネジメントの関係というのがあるまじ明瞭でない。国民から見て特にそういう印象を毎回受けられているという印象は私も持っていますし、ともすれば「プリオン専門調査会」での分析というのは、最初に国内の見直しのときも、あるいはその前の中間とりまとめのときも、結構不確定の要素が多くて、

それでも評価をするというプロセスを踏んでいくと、ゼロリスクには当然無理ですが、このレベルのリスクは、こういうものに関してはあるだろうという評価になりますから、基本的にこれが安全で、これが危険だという、イエスかノーかという答えではいつもない。

これが多分評価の答えになるんだと思うんですけども、リスクマネージャーとしては、そういう量的なリスクを受けて、それを施策にどういうふうに取り込んで、国民に説明していくかというプロセスが非常に大事になるわけですが、何となく国民もリスクマネージャー側も、先ほど言われたように最高裁判所ではないけれども、ここで白と黒の決着をつけて、ここが安全と言うか危険と言うか、それによってマネージャーはディペンドして決めているかのようなコミュニケーションになっているというのは、決して正しい姿ではないと私も思います。

やはり、科学的に答えを返すというのは、ある意味では、それほどオールラウンドになり得ないということは、そのたびに発信しているわけで、リスクマネージャーの立場というのは、そういうイエスかノーかで返ってこない量的な評価を施策に反映させるときは、場合によったらイエスかノーかの線切りをしなければならないと。

そうだとすれば、その線切りをどういう立場で、どういう評価を自分たちに新たに加えて、国民の同意をとっていくのかというのは、やはりリスクマネージャーとしての責務であって「食品安全委員会」にそれを全部委託するというのは、先ほど金子専門委員の言われたように、端的に言えば責任逃れになっているのかもしれないし、責任放棄になっているのかもしれないと。我々としても、そこまでの全責任をとって、答えを返すというのは、非常に困難であるというふうに思いますし、そこはやはりそれぞれの立場を明確にして、情報をそれぞれから国民に向かって発信していくということが必要だろうというふうに思っております。

特に、今回の問題は金子専門委員が言われたように、決して簡単ではないし、いろいろな影響力を持つ諮問だろうと思います。

山内専門委員 金子専門委員の言われたこと、寺田委員長の言われたことは、私もそのとおりだと思うんですが、結局やはり前回の国内の方の対策の諮問に関しては、私はやはり我々なりに科学的にできる最大限のことは、やったんだというふうに判断しています。

ただ、非常に残念に思うのは、まず諮問の目的を私が最初に聞いたときから、はっきりした回答なしに、科学的合理性ということだけを言われて、世間一般も含めて、要するに米国の牛肉輸入再開の前の条件というようなとらえ方が一方でありながら、そういったこと

に関しては、一切触れずにこられてきたと。

今回の諮問を見れば、やはり流れとしては、間違いなくそういうことであったというふうに考えられるわけです。そうしますと、我々科学的な議論をしていくというけれども、諮問が出てきた経緯だとか目的だとか、そこは結局はっきりは言われたいまま、ある意味で公然の秘密のようなことでやっていくということは、結局は消費者の「食品安全委員会」に対する信頼を失うことにもつながるし、我々自身としても十分な消費者に対しての答えをしていないのではないかと、そういうふうに私は受け止めています。

ですから、先ほど寺田委員長が今度は趣旨とか、経緯をちゃんと説明してもらおうというふうに言われましたけれども、実際には、今回の諮問でも書いてあるのは、もう官僚の文言だけで、わずか4行しかないんです。これで諮問というのか、それでこれは我々に諮問しなさいと。あとは、口頭で説明をします。こういうやり方ではなくて、私はちゃんと経緯から始まって、例えば日米の問題だったら、去年の局長交渉でこうなってとか、経緯から全部ちゃんと書くとか、何かもっとはっきりとわかるようにした上で、その上で我々が審議をするという、そういうふうな形をとっていただいたいというふうに思います。さもないと、我々自身が結局は、国民の信頼まで失っていくことになっていくだろうというふうに思っています。

吉川座長 最初に議論をしておきたいと思ったのは、私自身も最初に言ったように、この委員会の第1回目のときに、何をやる委員会なんだと。引き受けておいて今更何だというところもあったんですけども、各専門委員それぞれも、実際にはどういう目的で何をやるかというところは、少しずついろいろ違いもあったかもしれませんが、途中から諮問が来たら答えなければならないんだ式のやりとりがあって、それも責務のうちだということになったんです。

けれども、前回ぐらいから本当に諮問とは何ぞやと。あるいは、諮問が来たら、それに何の加工もなしに答えを出すということなんだろうかとこの疑問が、やはり専門委員の中にも回数を経てる中であって、今回そういう意味で親委員会についても、どういう考えで専門調査会に渡したのかというのを少し説明してほしいという、最初のところに戻ってきたわけです。

前回そういうこともあって、国内の見直しについての諮問に対して、背景、その他をこっちで全部書くという中間見直しからの経緯を含めて、中間とりまとめから、こういう経緯があって、こういう諮問がきて、その経緯がこうで、議論をこういうふうに進めていこうという辺りを随分最初に方にまとめたわけで、ある意味では、諮問と答申というか、諮

問に対して分析して返すことの1つのルールというか、形は討議されたかなという気はするんです。

今回は、前回のそれを踏まえて、両省からの諮問に対しての説明も、これから受けていくわけですがけれども、諮問書のそのものの背景についても、そのときに説明を加えていってもらおうということでどうですか。

山内専門委員 説明を加えていただくのでいいんですが、本当から言うと、やはり文章としてちゃんと提出していただきたいと思います。

吉川座長 本間委員、どうぞ。

本間委員 今までここで検討されていた議論でございますが、大変私は行政の需要において、非常に科学的な視点で判断するということが求められている場であるというふうなことも認識はいたしております。議論というのは、やはり我々、私は学者の端くれとっていいかあれですがけれども、やはり慎重な議論をしたいというふうなことは、私大変よく理解できましたし、私も大変お話として面白く伺っておりました。

しかし、一方でやはり現実の問題に対応している会議であるということで、大変変な言葉で申し上げますと、学者時間と申し上げていいんでしょうか、やはり納得いくまでとことんするという必要なんでございますけれども、やはりある程度のスピード感といったらいいんでしょうか、これは多少意識があってよるしいのではないかというふうに私は感じております。

と言いますのは、あまり遅くなってしまうと、要するにほかで何を出したような議論が、それが世の中へ先に通ってしまうというようなことで、やはり「食品安全委員会」の結論というか、考えというふうなものは、ある程度はやはりタイムリーであるという時間的な要素も必要ではないかと、私は感じております。

以上です。

吉川座長 確かにそういう意味では、いろいろなニーズというか、いろいろな立場からいろいろな要求がありますけれども、最初に委員長が言われたように、中立公正な立場から科学的知見に基づいて評価を進めるというスタンスは、だれも異論がないというふうに思います。

今回の諮問について、諮問するに当たっての背景、経緯というものを文章でもらってから諮問の審議に入るか、あるいはそれは例えば次回の委員会に両省からそれについて文言を成文化してもらおうと。当然、それについてもまた議論を重ねていくかと思っておりますけれども、それでもいいですか。

山内専門委員 はい。

見上委員 よろしいですか。

1つははっきりしておきたいんですけども、我々本委員会と言われる「食品安全委員会」においては、中間とりまとめ、国内見直しをやっている最中、話した最中、一度たりともアメリカありきという話もなかったし、そんなこと思ったこともないです。それは正直に言えると思います。

ですから、だれか「食品安全委員会」の中で、一人そういうことをはっきり言っておかないと、昨年10月に「日米局長級協議」があったから、こうなったのではないかと。それがまた世の中の意見になったら、これは大変な問題ですから、その辺ははっきり委員として申し上げておきます。

今回の諮問のいきさつというのは、まだ農水または厚生からせつかく説明をしてくださるというのに、それを聞かないで、そういう文章がやはり必要だというのは、ちょっとまだ早いのではないかなと、そのように思います。

山内専門委員 私は、別に「食品安全委員会」でアメリカのことを言う、言わないと、そういったことは何も言っていません。

第1回の諮問の審議のときに、寺田委員長が最後に日米の問題は別に出ますと。日米という言葉が出たのは、多分あれだけだったと思います。そういうふうに理解しています。

文書でほしいといっても、それを今たまたま座長とただ、目くばせだけで言ってしまったわけですが、今日趣旨を聞いた上で、また次回に文書で出してもらうのでも、それは構いませんというふうに座長には相づちを打ったところです。

吉川座長 どうぞ。

齋藤事務局長 事務局の方から補足させていただきますけれども、これから諮問について御説明いただくということだと思いますが、あらかじめ配られております諮問の資料のそれぞれの後半部分に、管理官庁側で、例えば日米のものですと、69ページ以降でございますけれども、これに関する経緯、それについての状況の説明等が数ページにわたって、既に文章でいただいておりますので、まずこの御説明を諮問と併せていただければと。その上で、また不足の部分があれば、山内専門委員のおっしゃられたように「プリオン専門調査会」の方で御議論いただければと、そんなふうに思います。

吉川座長 済みません、何ページですか。

齋藤事務局長 日米の方については、69ページでございます。

カナダの方は、16ページになります。

吉川座長 わかりました。

では、最初にここから説明してもらった方がわかりがいいかもしれません。直接諮問の内容よりも、説明資料 69 ページ以降のところの諮問に至るまでの背景、経緯と今回の諮問の内容について、最初にこういうことを諮問しているんだと。こういう背景でこういうことを諮問しているんだと。それに対して、リスク評価できるかどうかという、それを先にやってから、次の説明を受けた方がわかりやすいかと思います。

先ほど来の親委員会と「プリオン専門調査会」の問題、あるいはリスクアセッサとマネジメントとの問題は、確かにこの間リスクコミュニケーションを含めて、かなりいろいろな情報が新聞その他に流れていることを考えると、そういう手順で始めた方がわかりやすいと思うんです。

山内専門委員 一言追加させてください。

69 ページは私も読みました。これに経緯があるのはわかりますが、ただ、これは貿易再開問題の経緯だけであって、国内産の解釈の経緯だとか、一切そういったことは書いていない。今まで我々がやってきた議論というのが全部ここに反映していると思うんです。そういった経緯も含めて、やはりちゃんと整理をしてほしいというふうに思っております。

吉川座長 いいですか。

では、最初に厚生労働省の方から説明をしていただけますか。

道野課長補佐 厚生労働省の食品安全部監視安全課の道野と申します。よろしく申し上げます。

先ほど委員長から、諮問がこのような内容になった趣旨や経緯、諮問事項であるリスクの同等性についてのリスク管理機関としての考え方について説明をせよという御指示がございましたので、その点から順に御説明させていただきたいと思います。

今回の諮問の趣旨及び経緯ということでございますけれども、御承知のとおり平成 15 年 12 月 24 日にアメリカの場合は B S E の感染牛が確認されたと。

カナダにつきましては、同じ年の 5 月でございますけれども、厚生労働省、農林水産省それぞれ食品衛生法、家畜伝染病予防法に基づいて、両国の牛肉及び牛肉製品等の輸入を暫定的に禁止いたしました。

勿論、輸入再開を求めるということで、米国政府からの協議の申し入れがございまして、いわゆる日米 B S E 協議ということで「日米局長級協議」を 4 回、ワーキンググループについては 3 回開催いたしましたわけでございます。

そういった技術的な協議も含めて、私どもの方の認識としては、米国の国内措置では、

なかなか国内と同等の安全性が確保されているということを確認するのは難しいだろうというふうに判断をいたしまして、アメリカ側とBSE対策に関する技術的、専門的な視点からの議論というものを、先ほど申し上げたワーキンググループ等でやりまして、最終的には牛肉輸出証明プログラムという形で、日本向けの牛肉に対しての安全規制を上乗せするという結論に至ったわけでございます。

これは、昨年10月23日の第4回「日米局長級協議」ということでございまして、これは10月15日に国内対策の見直しについて「食品安全委員会」に見直しをした後に、アメリカについて、そういったことで「日米局長級協議」ということで行政庁の方の判断として、一定の条件について認識を共有したということでございます。

これにつきましては、勿論両国の国内手続というものを前提にするということございまして、具体的には日本の場合には「食品安全委員会」による審議が条件ということで、認識を共有したというような経緯でございます。

その後、日米の実務担当者間で、具体的な牛肉輸出証明プログラムの詳細について協議を行って、5月24日に諮問に至ったというような状況でございます。

山内専門委員から御指摘のあった目的というところでございますけれども、繰り返しになってしまって御満足いただける回答にならないかもしれないですけれども、これは「食品安全委員会」が始まる以前から食品の安全規制というのは、あくまで科学に基づいてやるということが基本でございます。これは、別に国内であっても輸入であっても同じです。

特に、BSEに関して言えば、国内対策については御承知のとおり、平成13年当時の牛の月齢が必ずしも確認ができない。BSEの感染牛が初めて発見されて、非常に強い不安があったと。こういった状況を踏まえて、全頭検査を含む対策スタートしたということでございます。

でも、これはやはりあくまで科学に基づいた規制ではないわけです。そういったことで、私どもとしても、食品安全規制である以上、科学に基づいたもの、科学的合理性のあるものというふうなものに見直してまいりたいというふうに考えておったわけでございます。

そういったことで、あとは御承知のとおりだと思いますけれども、昨年9月の「食品安全委員会」において、とりまとめられたBSEの国内対策に関する評価、検証結果というものも、内容を踏まえさせていただいて、諮問をさせていただき、また答申をいただいたというような状況でございます。

他方、米国産の牛肉輸入再開については、先ほども少し経緯については触れましたけれども、もともと評価の対象が国内対策の見直しとは全く異なるものでございますから、や

はり独立して評価いただくべきものであるだろうというふうに考えております。

特に 20 か月齢以下の牛に由来する牛肉に限定すると。こういったところについてですけれども、特に輸入条件につきましては、先ほど申し上げたような「日米局長級協議」において示された一定の条件、枠組みの 1 つでございます。

これは、もともと B S E 検査そのものが、食品安全の確保には必要がないというふうにアメリカ側は考えていると言うようなこと。

我が国の主張としては、検査は当然必要であるという両国の主張があったわけですが、その双方が考慮された結果、国内対策において当然 20 か月齢以下については、検査を安全基準上求めないということにしているわけですが、これは勿論「食品安全委員会」でのリスク評価の結果も踏まえさせていただいて、判断させていただいたわけですが、ただ、アメリカに対しても国内で 20 以下については求めていないので、アメリカに対しても求めないという考え方だけでございまして、ほかに理由というのは特にございません。

そういったことで、20 か月齢以下については、検査を求めないということで行政的に、こういった形での輸入条件の設定ということを協議いたしまして、繰り返しになりますけれども、勿論バックグラウンドも違いますし、いろいろな諸規制についても違うわけですから「食品安全委員会」による審議を含めて、国内の承認手続を条件として、輸入再開について手続を進めると。そういったような内容になってございます。

もう一つ、委員長から先ほどいただいたリスクの同等性ということの考え方についてですが、リスク管理サイドからしますと、端的に申しますと、輸入牛肉を摂取した場合と、国産牛肉を摂取した場合のリスクの違いというか、非常に抽象的な物の言い方で申し訳ないんですけれども、その程度について答申がいただければなというふうに考えております。

吉川座長 どうもありがとうございました。

米国で 1 頭目が出てからストップをしたわけですが、今の説明ですと、米国の B S E の汚染リスクとか食肉処理の状況その他を総合的に判断すると、我が国と同等の安全性を確保できるということは難しいと最初に判断したと。

したがって、ここで言うところの輸出基準という上乘せというか、切り取りをして、S R M を全月齢から取る。それから、20 か月齢以下という条件を付ければ、日本で流通している牛由来の牛肉その他とどの程度似たリスクになるかどうかを評価してくれというふうに求めたと。かいつまんで、そういうことでいいんですか。

道野課長補佐 そうです。

吉川座長 国内の見直しのときにも言いましたけれども、我々は20か月以下が安全で、21か月以上は危険だという答申をしたはずではないし、当然それぞれの国の背景リスク、その他の要因も全部考慮して総合的に評価しなければいけないということもあそこに述べておいたと記憶をしております。だから、多分実際に評価をしていくときには、そういうことを考慮した分析になるかと思います。

どなたか御質問、御意見ございますか。今の経緯で。

金子専門委員 ありがとうございます。私がこの諮問が来る前に思っていたのは、さっき見上委員が言われたんですけれども、私はむしろ逆に米国産牛肉のことを意識して審議してきたんです。というのは、皆さんそうだと思うんですけれども、このプロセスが米国のBSE管理措置の検証に使えるんじゃないかと。そこはもう今、同等性は確保できないと判断したとおっしゃいました。そのこのところをまず私たちがやるのかなと思っていたということなんです。だから、そのこのところをきちんと説明していただきたかった。

私はむしろ意識してやってきてよかったと思うんです。そういう検証システムとして。ただ、多分、山内専門委員が言われたのは、対象は親委員会ではなくて、この今回の諮問にそういう座長が言われた点が入っていることをおっしゃったんだろうと思うんです。そういう意味では、私たちは当然、国内産の見直しの検証プロセスを当然利用して応用して、より時間短縮して、速やかにやるものと思っていたのが、そこはもう無理だという御判断の下に上乘せが乗っかっている。それは管理側がさっき言いましたけれども、これだったらどうだろうという御判断をされたんだというふうに、私は思っているんですけれども。ということは、つまりその管理側の責任ですね。

それから、コンプライアンス云々、そういう大事な点もこれから多分御説明があると思うんですけれども、そういう意味ではかなり枠にしる上乘せにしる、本来あるべき第一段階のステップは無理だという前提の下でやってくれということですね。だから、その辺のことをはっきりさせていただきたい。そうじゃないと、私たちが検証した答えが第一段階の米国のBSE管理措置そのものがOKというふうに、あるいはそういうものを評価したというふうに思われかねないというのが、私の最大の懸念なんです。

吉川座長 どうぞ。

道野課長補佐 まず今回の諮問の枠組みですね。そのアメリカの国内対策に例えて言えば、日本への輸出基準の上乗せ、二階建てのもの。その枠組みにつきまは、当然リスク管理機関の判断でアメリカ政府と協議の上、ここで整理をしてきたということでございます。

ただ、このことがこの「プリオン専門調査会」なり「食品安全委員会」での議論を別に拘束するわけではございませんので、そういった意味で資料については幅広く提出させていただいたわけでございますし、先ほど委員長から御指摘があったとおり、今後また追加の資料が必要な場合にはアメリカ側にも十分協議をして必要な資料を提出できるように最大限努力をしてもらいたいというふうに考えております。

それから、コンプライアンスにつきましても、やはり報道というのは、どうしてもそういうことが非常に代表的な例だというふうに報道されるというか、そういう印象を受けることが多いんだと思いますけれども、これにつきましても、そういった問題が生じる都度、私どもの方からアメリカ政府に各事実関係の確認。それから、実際に起こっているものであれば、その再発防止措置なり、そういったものをご確認してございます。

そういったことで、アメリカにおけるコンプライアンスがそんなに大きな問題になるというふうには、私どもは考えておりませんし、あるいは政府にきちんと確認すべきものは確認をして、御要求があれば資料を提出し、御説明をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

吉川座長 ほかにございますか。今の厚生労働省からの背景経緯と諮問のスタンス、リスクマネージャーとして、そういう経緯で。

金子専門委員 何度も済みません。この間、リスクコミュニケーションに参加させていただいて、大変勉強になって、たまにはあちらの側に座らせていただくのもいいなと思っただけですけれども、その中で私が思ったのは、国内産は例えば、皆さんがいい質問だったんですが、特に私のポイントを突いた質問があったんです。それが、私たちは20か月齢以下、国内に関しては飼料の遵守状況等を総合的に判断して除外してもいいという答申もさせていただいて、しかし、実際にはお話しのお答えでは、混乱を避けるために、リスクの結果を反映させて、いわゆるその検査を続けるというお話しを承ったわけですね。

そのときには、説明としては管理側の理由ですね。つまり、混乱を避けるためとかリスクコミュニケーションの結果を反映させるという御説明だったんですけれども、では、もし今回、同等性を審議した結果、20か月齢以下のこの枠組みでOKですということになった場合に、そこで今の私の懸念は、科学的評価に基づいてOKとしましたと。そこには管理側の理由ではなくて評価側の理由が使われる懸念があるんです。

本来はその評価も全頭検査を継続するのと同じように、管理側の理由を言っていたきたい。そうでなければ、わざわざ国内外格差を生ずるんであれば、混乱を生じないために今の対策を継続しないんですかとか、あるいはリスクコミュニケーションの結果をなぜ

反映しないんですかと。それはもうすべて管理側の責任においてやっていただくことですね。

そこで、なぜ継続するのかということに関しては、科学的評価に基づいてという理由が使われずに、なぜ輸入再開するのかというところにだけ科学的評価に基づいてというような矛盾が生じる懸念も、私は実は思っていて、それが何度も繰り返し言いますが、今回の諮問は決してその全体を審議したわけではなくて、管理側がはめられた枠、上乘せ階でも何でもいいんですけれども、そういう条件の中で限定的なお答えとて出したわけですから、その辺をよく、くれぐれも混同しないでいただきたいと思います。

もし、この形で諮問に対して答申をさせていただく。そして、そういうようなことになった場合に、片や管理側の理由、片や評価側の理由というような差を生じてほしくないなど。一貫性がないのではないかなど。そうなった場合の仮定のお話しで申し訳ございませんが、その辺も一つ懸念してほしいので、その辺はよろしくお願いします。

吉川座長 よろしくお願いします。あまり適宜勝手に使い分けないように。では、逆に言って仮説なものですから、同等でないという結論が出たときに、リスク管理側がどうするのかという評価者のとやかく言うことではないかもしれませんが、それでもマネージャーとしては全責任を持って再開するという選択もまたあるのかもしれないし、科学的評価に基づいて、この差は埋められないというものを受け入れて、やはりまだ止めますという答えになるのかもしれませんが、でも、それはいずれもそういう仮説の上の選択肢であっても、それはリスクマネージャーの責任として国民に説明する必要性はあるというふうに思います。

ほかにございますか。いいですか。

寺尾委員 難しい話ではないんですけれども、1つだけちょっと確認したいんですけれども、この説明資料の60ページのところに20か月齢以下という言葉がありますね。一方で検査は21か月以上でやるとありますね。多分これは矛盾がないんだろうと思うんですけれども、一般の方が見たときに、この20か月と21か月の間にギャップがあるんじゃないかというふうに思われるんですけれども、これは20か月以下というのは21か月以上を除くというか、持って回ったような言い方なんですけれども、そういう理解でよろしいんですね。

道野課長補佐 済みません。私どもも説明している過程でどちらがわかりやすいかと。21以上と20以下との使い分けがいいのか、21以上21未満といたらいいのかと。これは同じ意味なんですけれども、ただ、基礎的な知識がない方に説明をする場合には、更にこ

れは 21 か月は入りますよと。20 未満というのは 21 が入らない概念ですよということまで言わないと、なかなかどちらで言っても勘違いされるケースは確かにありまして、その場合はやはり説明するときには気を付けなければいけない点だというふうに認識しています。

吉川座長 いいですか。

寺尾委員 よろしいんですけれども、いつ、どこで、どういうふうに説明していったらいいのか。これは必ず、おかしいな、今までの説明と違うなということをおっしゃる方が出てくるんじゃないかなと。そこだけがちょっと心配なんです。

国の使い方としまして、何とか以下という言葉は使うんですか。未満と以上という言葉を使うじゃありませんか。よくわかりませんが。

道野課長補佐 私どもは当初といいますか、一時期 21 以上と 21 未満という説明をしたんですけれども、なかなか 21 がどちらに入るのかということがやはり御理解いただけないケースもありましたので、そういう意味で丁寧に、要するに隙間がないということについて、満月齢で考えていることということについて、更に説明をするというように気を付けています。

吉川座長 どうぞ。

山本専門委員 諮問の文面の確認だけなんですけれども、この輸出プログラムの中で今問題になっているのは、年齢が 20 か月以下で輸入するというふうに考えてよろしいわけですね。

それから、我が国でと殺解体をして流通している牛肉及び牛の内臓というのは、20 か月齢以下の検査をもし外した場合のものと、21 か月以上の検査をして出荷されている牛肉内臓も含めて考えるということですね。

ということは全体、要するに日本の国内で流通している全体とアメリカ、カナダから入ってくる、20 か月以下の牛の肉と内臓について、その同等性を評価するというお話なんですね。20 か月同士を比べるという話ではなくて。それだけを確認したかったんですけれども。

吉川座長 私もそういうふうに理解しました。だから、日本で流通している、あらゆる年齢の牛由来のこの内臓肉を含めた食品と、アメリカ、カナダで 20 か月齢以下でと畜された SRM を除去した牛由来のものとの比較であって、互いに 20 か月以下のものの安全性の比較をするのではないと。そういうことですね。

道野課長補佐 そうです。

吉川座長 どうぞ。

小泉委員 金子専門委員の疑問に思われる点と言いますのは、恐らくこの 69 ページの輸入再開に当たり「食品安全委員会」の国内の承認手続を条件と。この承認手続というのに非常にこだわっておられるんじゃないかと。では、何を承認するんだということが非常にわかりにくい。しかも、米国、カナダの汚染状況とか言いますのは、国内ですらあれだけいろいろと審議がされたのに非常に難しいだろうということで、恐らくこの点について、我々も非常に心配して、すべて管理側に責任を持っていただくと。そういう条件の下に今ある科学的事実に基づいて、その V C J D の発生リスクがあるのかどうかということだけに限定して評価するならしまししょうというふうに、私は理解しているんです。

と言いますのは、「食品安全委員会」というのはもうそういった組織も何もありません。すべて与えられた資料に基づいてやっているわけですが、今まで私個人は、ここから個人の考えなんです、見てみますと、いかにも管理側に寄ったりとか、あるいは自然科学に寄り過ぎて、学会じゃないかと思うような議論もあったように思うんです。

ですから、今度の米国及びカナダにつきましては、もう少し絞って管理問題はすべてそちらで持っていただくという形で再開だけについて議論するというふうに検討すべきではないかと思えます。

1 つ、金子先生はいろいろおっしゃいますが、私はある意味で社会学的なことも検討されていたと思うんです。と言いますのは、すべて定性的評価されましたですね。これは研究ではあり得ないことです。定性的評価でいかにも政策に都合よく、都合よく言ったら、ちょっとおかしい。定性的評価しかできないから、そういう結果を出すというのは、学問の世界ではあまりあり得ないことではないかなと思うので、そういうことを考えながら定性的評価で何となく政策的に使えるんじゃないかというふうにされたのではないかなと解釈しているんですけれども、どうですか。

道野課長補佐 では、最初の 1 点。後のところは非常に難しい問題で、リスク管理側でお答えするのはちょっと難しいかなと思うんですが、承認手続というふうに書いていますけれども、勿論それは「食品安全委員会」にそのリスク評価をお願いをしてという意味以上のものはございませんので、承認手続というのはそういったものも含めたという意味でございますので、是非その辺は御理解をお願いします。

吉川座長 後半のは委員会そのもので、私は基本的に定量的に評価ができるならば、それに越したことはないと思いますけれども、こういう社会現象的なので、どうしても埋まらない部分あるいは不明確な部分。特にプリオン病の場合は科学的に見ても不明瞭な部分というのは結構あるので、そういうところを補うのを含めて、定量的にこだわらないで、

どうしても埋まらないところは定性的な判断も入れて総合的に評価するという返し方しかないという苦肉の策をしていて、それがマネージャーとしては非常に都合のいい解釈になってしまうという危険性はやはり評価する側としても考えておかなければならないという気はしますけれども、ある意味で定量評価の限界というのも自分たちでやってみて、それなりに危険性と限界という問題があって、定性評価と組み合わせようということになってきたんだろうというふうに思いますけれども、そういう点も酌んでリスクマネージャーとしてはいいところ取りだけをしないで、評価する方がどれだけの苦渋の選択の結果として、そういうあいまいさも含めた評価をしているという理解をしていただきたいというふうに思います。

ほかにございますか。いいですか。

では、多分細かい内容については、諮問内容については、これからここに始まると思うんですけども、農水省の方に説明をする前に。

北本専門委員 最初からの議論で、私はこういう「プリオン専門調査会」の議論で、いろんな人がいろんな思いを抱いて、リスクはどうかと、それぞれの形で科学的と思うことを言って、非常に問題点が浮き彫りになっていったと思うんです。それが非常にこの会のいいところだったと。これからもいいところにしなければいけないだろうと。

それでリスクマネージャーの方もどういう点が弱いところか、ウィークポイントかというのは、勿論わかられていたと思いますけれども、やはりそういう会ではないかなという気がするんですね。すべてのことで結論が出なかったのも事実ですし、だけれども、すべてのことをかなり突っ込んで話していったのも事実ですから、今後もそうあってほしいなと思います。

せっかくですから厚生労働省側に、日本と同じ基準でないんだと。今のところ合意は得られなかったと。その点ではね。だから、上乘せの条件をやったんだというのがございましたね。

では、そのポイントをリスクアップすべきだと思うんです。どこが同じ基準でなかったのか。そうしたら我々の議論が促進するじゃないですか。

ですから、まずはそのポイントアウトをしてほしいと。それで我々が考えている、ジェネライズな全体的な議論もしますけれども、まず突っ込んで、やはり今でもそうなのかとか、改善が見られないのかとかという議論の促進につながると思いますので、是非そのポイントをリストアップしてほしい。

道野課長補佐 日米BSE協議の中でそういうことをちょっと触れましたけれども、ワ

ーキンググループをやりまして、そのときに基本的な対策の考え方ですね。そういう科学的な認識だとか、それに基づいてどういった措置を両国がとっているか。その違いについても整理をいたしました。

勿論そのときから若干どちらも変わっている部分がございますので、とりあえずワーキンググループの資料については分厚い中に一緒に入れていただいていますけれども、アップデートしたものを整理させて提出させていただきたいと思います。

北本専門委員 できるだけ箇条書きみたいな形で。

吉川座長 ほかにございますか。いいですか。

では、とりあえず今、厚生労働省の方から説明を受けたわけですがけれども、補足追加を含めて、農水省側から、もしあれば御説明いただきたいと思いますけれども。

釘田衛生管理課長 私の方からは、説明資料として後ろに付いております、これまでの経緯なりリスク評価に関わる国際的な考え方、あるいは米国、カナダのリスクに関わる状況。これを御説明する予定でございます。

それで、冒頭の経緯の部分を最初に御説明した方がよかったかなと思いましたが、先ほどの厚生労働省の方からの説明で大体もう説明がなされておりまして、ほとんど重複いたしますので、ここでは御説明の必要がないかと思えます。後ほど、その後半の部分を御説明させていただきたいと思えます。

吉川座長 わかりました。もし農林水産省の方で説明が足りないというところがあれば、そのときに説明していただくということで。

北本専門委員 農水の方にもお願いしたいのは、先ほどと同じことなんですが、農水の担当の項目がございますね。BSEに関して、日本とアメリカの違い。そのポイントアウトをやはりお願いしたいなと思えます。

釘田衛生管理課長補佐 その点はよくわかりましたので、厚生労働省と相談の上、作成したいと思えます。

吉川座長 ほかにございますか。

寺田委員長 全体の問題で、委員会で聞くべきだったと思うんですけれども、いわゆるこの諮問に対して答申が出た後、それはどういう形になるかわからないし、まだ予断を持って言えないんですけれども、その後、管理官庁はどのようなプロセスで実際に開くのか開かないのかという意見交換会とか、そういうところのプロセスはどうなっていますか。

道野課長補佐 今のところ、まだ考えておりません。ただ、例えば、その制度上何が必要かということで申しますと、例のパブリック・コメントというのは閣議決定で決まって

いるわけですがけれども、これは政令とか省令とかですね。今回の例えば、国内の検査対象の見直しについては省令事項でございますので、パブリック・コメントが閣議決定に基づいて必要ということになるわけですがけれども、今回のアメリカ産牛肉等の輸入の停止措置自体は勿論、法律の定める範囲内での運用で可能なものですので、義務的に必要な手続というのはいりません。

寺田委員長　と言いますと、結局先ほどから議論になっています、ここの「食品安全委員会」で決まったことは、どちらにせよフリーな話にすっというてしまうのですか。その整理がよくわからない。

道野課長補佐　勿論、答申の内容というか、言い方にそれはある程度よと思うんですがけれども、行政的な手続としては、要は実際に輸入を停止したときの手続としては、輸入食品の検査をやっておりますのは厚生労働省の検疫所というところでございます、そちらに対して認めないよということ、法律解釈を含めて通知をするというやり方をやっておりますので、現状幅広く止めておりますけれども、一部について、こういう条件のものについて認めていいですよ、もしも認める場合には、そういった通知を出すというのが制度上必要な手続ということになります。

寺田委員長　そうしますと、管理官庁として国民の意見を聞くというプロセスはないわけですか。要するに、こういうふうな例えばの話、こういうふうに開きますと。その場合には、開きますという前の過程で国民からの意見を聞くとか生産者の意見を聞くというプロセスは入らないわけですか。

道野課長補佐　今回の諮問に当たってのリスクコミュニケーションというのは、既にさせていただいているわけですがけれども、更に答申をいただいた後にどういったことを行うかと。どういったことで国民の皆様の御意見を承るかということについては、まだ決めておりません。

寺田委員長　最初に言いましたように、今、管理と評価という部門を区別するという過程上、目に見える形というのはそういうところが大事だと思うんです。こちらは諮問を受けて評価をして、それは科学的といってもどの辺の範囲とかいう議論がございましたけれども、それに基づいて答申を出したときの扱い方を管理官庁側はどうされるのかなというのがよく見えない。出た途端にすっそのまま決めてしまうのか、あるいは中の審議会でもう一回やられるのか。あるいは役人だけやるんだけれども、その前に国民の意見を聞くのか。それで政策決定を。要するに、私はもう本当に科学的な評価というのは、政策決定には大事だけれども、全部でない部門だと思うんです。ほかの部門はどこで担保している

のかというリスクコミュニケーションですね。それをやるのかやらないのか、よくわかりません。今でなくても結構ですから、お考えになっていただければと。

吉川座長 金子専門委員、どうぞ。

金子専門委員 まさに今、寺田委員長が言われた点が、私がさっき申し上げた点で、国内対策に対して答申がそちらの管理側でリスクコミュニケーションの結果を反映させ、混乱を回避するためという判断基準がよくわかりませんが、そういう判断をされているわけですから、まさに同じことですね。それがないままに、だから私がさっき言ったように、科学的評価に基づいてということになってほしくないと。そこはきちんと皆さんの意見を吸い上げるなり国内の全頭検査見直しのときにやられて、それを反映させたわけですね。

そういうふうなリスクコミュニケーションでお答えになっておられたわけですから、皆さんにそういうふうにおっしゃったわけですから、やはりそこは同じようにやっていただかないと、とてもこれは大変なことになる可能性だってあると、私は思いますので、今、寺田委員長が言われた点は非常に大事だと。私がさっき申し上げたかったのは、その点、同じことだというふうにご理解いただければと思います。

寺田委員長 勿論、今この段階で結論が出ないとあれだけれども、態度としてそういうことで管理官庁側としては当然お考えになっていただければありがたいということです。

金子専門委員 申し訳ありません。勿論、結論ありきではございません。ただ、今話しておかないといけなかなと思って言ったまでです。決して結論ありきではありません。

小野寺専門委員 農林水産省、厚生労働省の方から、いろいろ資料の説明とか提出があるみたいですが、一番最後の72ページの「米国のリスク評価等」というのが書いてあるんですけども、これは恐らく農水でも厚労でもないなと思って見ていたんですけども、ハーバードがやったこととか国際的な専門家グループがやったこととか、あとは恐らく日本で調査に行ってレポートとかありましたね。ですから、そういうもので恐らくそれぞれの意見があると思うんですけども、それに関してももし何かあれば、あるいはテーブルをもうつくれるのであれば、お願いしたいと思います。

道野課長補佐 今、小野寺専門委員がおっしゃいました点については、この分厚い資料の中に資料は含まれてございます。これを更に何か整理する必要がある場合は検討したいと思いますが、とりあえずは資料として提供されているものでございます。

吉川座長 できれば、ハーバードも何回かやっていますけれども、ハーバードの根拠と国際パネルの根拠とEFSAのやったGBRと、それぞれ同じデータでも結構リスクのポイントの取り方というか、最終的な総括の評価もかなり違う結論に立っているような気

がするので、できれば一覧表というか簡単な表にまとめてプレゼンテーションをしてもらうか、あるいはこの生のも非常に大事ですけれども、あまりに膨大ですから、そういう努力をしていただけるとありがたいと思いますし、前の方は先ほどからずっと議論になっていて、法的に手続は法的手続として、国民の同意、インフォームドコンセントを得るためのリスクマネージャーとしての責務というのはやはりあるわけであって、そこはちゃんとそういうふうに分けて答えられる方が懸命だろうという気がします。

道野課長補佐 アメリカもカナダもそうですけれども、自己評価とほかのEUといったところにリスク評価を依頼したケースもございますけれども、それぞれ報告書の体裁というか内容がかなり違っているので、ぼんとテーブルで並べられるかどうかというのはちょっとわかりませんので、事務局なり調査会の先生方なりにちょっと相談させていただきながら、そこは整理させていただきたいと思います。措置の方は大体イメージはあるんですけども、評価レポートの方はそれぞれあまりにも体裁なりアプローチが整理の仕方が違うものがございますので、そのまとめ方についてはアドバイスをかなりいただかないと、私どもだけでは整理がうまくいかないかなというふうに思います。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 今のついでで、国際調査団が書かれた勧告に対して、アメリカ側の反論というか、アメリカがそれをちゃんと守っていないんですね。ですから、その実態もやはりちゃんとデータとして出ると思いますので、それも付けてほしいと思います。

道野課長補佐 それは勧告とアメリカ側の対応というイメージでよろしいですね。

吉川座長 ほかに各論に入る前に。

見上委員 資料に関してなんですけれども、1つ結構重要だと思うのは、飼育形態。多分日本の肉にする牛とアメリカ、カナダの牛の飼い方が相当違うと思う。特に母乳でどのくらい育てるかで、仮に肉骨粉を与えるケースがあるとしたら、どの程度の年齢ぐらいからやっているかとか、ほとんど6か月ぐらい母乳と草をついばんで、食べてる肉を対象にしていると思うんです。その辺の飼育形態も可能な限り、その若いものをどういうふうな飼い方をしているかというのはすごく重要だと思うので、よろしくお願いします。もしかしたら、この中に入っているかわからない。

釘田衛生管理課長 今、御指摘の飼育形態につきましても、この資料の中にそのことを要領よくとりまとめた資料はこれですというのは、ちょっとないんですが、幾つかの資料を組み合わせながら大まかな整理はできるかと思います。

ただ、アメリカといっても、あるいはカナダといっても、非常に多様な生産形態がとら

れておりますので、必ずこういう生産方式がとられていますという御説明はなかなか難しく、そういう多様な中でも最も主流な、あるいは典型的な生産方式はこういうことになると思われますという御説明なのかと思います。

吉川座長 どうぞ。

甲斐（諭）専門委員 大分内容に入ってきたような気がするんですが、資料をつくっていただくとしたら、今、生産段階のお話もございましたけれども、生産段階も説明者のとおり、子牛の供給が大分違いますので、それから日本でもBSEが発生しているのは、酪農由来のものが多いんですけども、今後議論されるであろうものは、去勢及び未経産の牛についてなんです。

ですから、アメリカ肉牛の酪農から供給されるもの。それから、去勢、未経産から来るものとか、そういうものと峻別しないと、いわゆる老廃牛の話はもうほぼこの対象にならないのではないかと思いますけれども、そういうふうな生産構造を明らかにしておく必要がある。それと今度はそのパッカーがどんな構造になっているのかということをもた理解しておかないと混乱が起こるような気がします。老廃牛を処理するパッカーは非常に小さくて、地方に立地しているだろうと思うんですが、そこからは恐らく日本は買わないんじゃないかというふうに思うんですけども、多分かなり管理された大手パッカーから買うんじゃないかというふうに思うんです。ですから、アメリカ全体の話ではなくて、そういう小さいところを相手にするのではなくて、ここからやるんだよというようなこと、上乘せ規制などあとから出てくると思うんですけども、少し理解できるような資料をつくっていただくと、スムーズな議論が行くのではないかというふうに思います。

釘田衛生管理課長 今のお話につきましても、今回、私どもが考えております枠組みの中では20か月齢以下ということでございますので、御指摘のとおり、繁殖に使ったような牛の肉というのは入ってくることはございません。

そういった生産構造がわかるような資料、あるいはパッカーの構造といったものについても適宜整理させていただきたいと思います。

吉川座長 よろしくお願ひします。議論が混乱するとすれば、一般論とここで輸出基準になっているグループとの峻別というか、それは生産工程においても飼料規制の対象物においても、と畜加工処理に至るまで、どこが共通でどこが違うのかというのは、やはりその説明があいまいになればなるほど、議論はわからなくなるという気がするので、できるだけその辺はわかりやすくポイントを整理してプレゼンテーションをしてもらいたいと思うし、議論もそういう点を意識して進めたいとは思ひます。

ほかに総論のところでありますか。

北本専門委員 是非用意していただきたい資料なんですけれども、アメリカ及びカナダが取った対策。それを時系列で見れるようにしてほしい。例えば、2003年12月に、直ちに対策が取れていれば、もう最長の牛は17か月～18か月になる。ここで2か月議論すればもう、というふうになってしまう。だから、私は時系列というのはものすごく大事なというふうに思いますので、例えば、肉骨粉の規制に取ったのはどういう時系列なのか。そのサーベイランスはどういう時系列で行われているのかというふうに形で、各取った時系列をタイムテーブル的にしていただくと非常に参考になるかなと思います。

釘田衛生管理課長 承知いたしました。これも整理させていただきます。

吉川座長 済みません。大分遅くなりましたけれども、もしなければ説明を受けて。

堀内専門委員 OIEの新しい動きと言いますか、そこら辺の新しい動きと言いますか、そこら辺の関係が多分いるこの議論の中で深く関わってくると思いますので、4月上旬にこの「食品安全委員会」の幾つかの専門部会の方が集まって、OIEの対策とか、そんなことを話し合われたと思うんですけれども、実際のOIEでの経過ですね。それがまたどういうふうに最終的に決定されていくのか。タイムスケジュールですとか、そのOIEの基準がどのぐらいの拘束力を持っているのかということについて少し。

特に今後、5月に行われた総会以降どのような時系列で物事が決まっていくのかということについて、少し資料を用意していただければと思います。

釘田衛生管理課長 今のお話しも後ほど、この説明資料のところでもOIEの定める基準についても触れておりますので、そちらで御説明しようと思っておりました。また必要であれば、資料としても整理して提出したいと思います。

その前のこの諮問案の方を御説明いただいてから、説明資料の方に入らせていただければと思います。

吉川座長 ほかに。諮問説明を受けてからでも、いろいろと当然元に戻ったような質疑もあって、従来もそうしてきたし今後もそうしていきたいと思いますが、もし経緯その他を含めて、背景あるいは諮問内容に関してなければ、説明を受けたいと思います。

ただ、やはりこのリスクの同等性というのは、先ほどの説明でも私はやはりいま一步はつきりしない。諮問内容としてですね。本当は何を聞きたいのかと。

先ほど、小泉委員が、最終的にはそれに予定して、例えば、vCJDのリスクがどのぐらいのものなのかということを知りたいのか、それとも日本で流通している全年齢の牛と、今回輸出基準によって切り取られてくるものとは同じリスクなのかどうかということ

が本当に聞きたいのか。そのときの同じリスクというのは、AイコールBであるという評価かAはBではないという答えか。AイコールBというと、その二通りしか実際には答えがない関係になるわけですがけれども、その辺も何となく同等性という表現をされる、その評価のアウトプットというものを考えたときに、不明確な気がするんですけれども、実際には当然分析していかなければ答えは出てこないわけですがけれども、どういうニュアンスで求められているのかというのをもう一回説明をしておいていただけますか。

道野課長補佐 では、諮問文にそう出てきますので、諮問の関係の説明の冒頭で、その部分についてお答えをしながら、御説明をさせていただきたいと思えます。

吉川座長 わかりました。随分時間を取ってしまいましたけれども、いいですか。

では、説明をお願いします。

道野課長補佐 諮問書は2つに分かれておりまして、米国とカナダということで2つに分けてございます。

諮問の内容につきましては、私どもの方で書かせていただいたのは、現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラム。これは別添に付けさせていただいておりますけれども、国内規制というのはアメリカのもともとの規制プラス日本向けの、先ほど申し上げた上乘せというのが輸出プログラムでございます。

それにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でと殺解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合のBSEに関するリスクの同等性というふうになってございます。

今、座長から、もう少し内容についてということで、勿論私どもが今御説明することが、この調査会での議論を拘束するわけでは全くないんですけれども、例えば、国内諮問でいただいた答申の中では、定性的リスクの評価の考え方というところでは結局、と畜解体された場合の食肉のBSEプリオン汚染の汚染率とか汚染量というようなことを基に御評価をいただいたというようなことですが、勿論その中間とりまとめのときには先ほど座長がおっしゃられたような試算としてのVCJDの発生確率ということお考えではあると思えますし、私どもとしては、こういったものというふうには、なかなか申し上げられないとは思いますが、国内評価を少なくともいただいているので、それとの比較という観点から言うと、やはり国内評価の評価結果と言いますか、評価のやり方というのがベースになるのではないかなというふうに思っております。

そういったイメージでリスクの同等性というふうに大まかに書いておりますけれども、中身をブレークダウンして食肉の汚染率ということでのアプローチとか、それはもうこち

らでの議論ではないかなというふうに考えておりますけれども、あまりはっきりしなかったですけれども、済みません。

吉川座長 きっとやっていく中でまた議論になっていくかと思えます。

道野課長補佐 それでは、引き続いて、提出させていただいた資料の説明をさせていただきます。

資料の1ページでございますけれども、これは先ほど申し上げました日本向け輸出プログラムの英文版でございます、6ページに仮訳がございます。6ページに「USDA輸出証明(EV)プログラム(案)」ということがございます。

これは結局、日本向けに輸出をする業者がUSDAのAMSという局に任意の認証を受けるということで、日本向けの輸出ができるようになるようなプログラムです。勿論、国内規制は守られているということが前提になるわけでございまして、それに上乗せでこのプログラムの認証を受けることによって日本への輸出が可能になるというような内容です。

範囲ということもございますけれども、今回整理させていただきましたのは、当面その牛肉と牛の内臓に限定をして、今回のアメリカ側の輸出についてはこれに限定をするという考え方でございます。これはアメリカでも、こういったかなり上乗せ規制を細かくして管理をすること自体、今までも余り経験がないということもありまして、当初は要するに牛のと体から一次的に取れるものを対象にするということでございます。これは要するに、そのものを加工すると管理がいろいろまた難しくなってきますので、当面はこの形でやりたいというふうに考えております。

それから、その対象範囲でありますけれども、後ほど出てきますのは月齢の管理という問題がありますので、生産者も含めてですね。と畜業者と解体業者というのは対条パッカーと言われている部分でございますので、同じ場合がほとんどだと思いますけれども、生産者から解体業者までというのが範囲になります。

形態としては、生産業者、フィードロット、と畜業者それぞれで認証を取る場合もありますし、と畜解体業者がまとめて自分たちでその会社のプログラムをつくって、その傘下の中に生産者、フィードロット等も入れて認証を取るというケースもあるようでございます。

それから、参照文書ということを書いてございますけれども、これはこういった同じような輸出証明プログラムというのは、今アメリカがカナダだとかメキシコだとか、今度は台湾というのも追加されますけれども、そういった国への輸出のプログラム。要するに上乗せ規制は若干やっておるわけです。例えば、30か月齢以下のものについて輸出をすると

というような約束事をカナダとかメキシコとやっておりますので、そういった手続に関してはみんなこういった形のプログラムを使ってやっております。

参照文書のA R C 1000というのは、英語版が10ページ、日本語版が17ページに添付してございますけれども、要はこれはU S D A、農務省が申請パッカーとか、そういう事業者の申請に基づいて、このプログラムの認証をやる手続であるとか、それから違反者についての取消だとか、そういった処分。そういったものが記載されております。

A R C 1002の手順書という方でございますけれども、これは基本はI S O 9000でありまして、要するに文章に基づいて、いろいろな品質管理、製品管理、組織の組織体制を整理するといったプログラムでございまして、これを基に申請者、事業者は自らのプログラムをつくって農務省の方に申請をするというような形になっております。

それから、M G C 通知 709。これは日本に輸出される枝肉の生理学的成熟度の評価ということになっていまして、後ほど御説明しますけれども、骨化の度合いによって、確実に20か月齢以下であるというものを選び出す方法についての関係資料がM G C 通知 709。それから、別添F。それから米国の枝肉格付基準ということになってございます。

この4番は、通常のQ S Aプログラム、先ほど申しましたA R C 1002のところでございますけれども、それに内部監査の事項を日本向けの牛肉については追加をしているということで、それは書いてございます。

7ページに行ってくださいまして、5番ですけれども、「特定された製品の条件」ということで、これが実質的な日本への輸出。今までは管理の話ばかりだったんですけれども、ここは輸出される製品の条件ということになります。

5.1.1のところがございますように、牛の頭部、舌、ほほ肉を除くが、扁桃を含む、脊髄、回腸遠位部、脊柱。こういったものと上に書いてございますように、施設のH A C C A Pまたは衛生S O P s、S S O Pの方でございまして、それで規定された手順で加工されなければならず、今申し上げた部位を衛生的に除去し、これらの組織が日本向けに輸出される食肉製品に混入することを防止しなければならないというふうにしてございます。

5.2でございまして、これは20か月齢以下の牛由来だけではないということで、その中に月齢の確認手続として、個体月齢証明といって、これは生産農場の記録で誕生日がわかるもの。

それから、8ページでございまして、5.2.1.2の集団月齢証明。群の最初に生まれた子牛の実際の出生月齢に由来するもの。あとはそういったグループとして20

か月齢以下ですよということが記録によって確認できるものということを想定しています。

5.2.1.3は、そのほかにも、age verificationプログラムといって、同じような任意の認証システムの中で月齢の確認ができるシステムがほかにもあるということで、そういうものも対象にするということにしております。

5.2.2が枝肉の格づけを通じた月齢証明ということをごさいますて、内容としては1つは生理学的成熟度がA40以下であると。より若いということ。それに関しての格付けの条件であるとか、格付けに当たってはその決定要素について記録を保存するというをやって、原書可能なようにしておこうということをごさいます。

そのほかにも5.3の方がこういった日本向けに輸出条件が適合するものについて、個別に識別ができるようにと。施設の中で要するにほかのものと混じらないようにということが定められております。アメリカからの輸出条件としては、こういったことで上乗せをするという形になっております。

釘田衛生管理課長 それでは、続きまして、ずっと最後の方に付いております説明資料をかいつまんで御説明させていただきます。

69ページからでございますけれども、この資料はお手元の2つのファイルにとじられております原典の資料を要約したものでございます。お手元の資料の内容につきましては、この73ページ、74ページに資料のリストが付いておりますので、御覧ください。

米国、カナダそれぞれ輸入停止をした後に輸入再開に向けた話し合いを随時やってきたわけでございますが、その間、いろいろな話し合いの中で米国、カナダからいろいろな資料の提供を受けております。また、我々が質問して入手した資料もございます。そういったものの中で主要なものをここにリストさせていただいております。

それを要約する形でここに4ページほどの資料として出させていただいておりますが、勿論、先ほど御指摘ございましたような追加的な資料の作成についても、この資料を基にまた別途作成しまして、次の機会にでも提出し、御説明させていただきたいというふうに思っております。

今日は、この資料を簡単に御説明したいと思いますが、時間もかなり経過しておりますので、まず「1 米国産牛肉の貿易再開問題の経緯」につきましては、先ほど既に御議論していただいたところでございますので、省略させていただきます。

「2 牛肉貿易に関する国際基準とBSEリスク評価」でございます。

まず、SPS協定というものがございます。これは衛生植物検疫措置の適用に関する協定と呼ばれているものでございまして、牛肉の国際貿易につきましては、動物の健康及び

人獣共通感染症に関し、国際獣疫事務局（OIE）が作成した国際的な基準、指針及び勧告に基づき、加盟国間で調和の取れた衛生検疫措置を取ることを推奨しているというものでございます。

この協定では、科学的な正当な理由がある場合または適切なリスク評価を行った場合には、国際基準よりも高い検疫措置を導入することができるということになっております。また、関連する科学的根拠が不十分な場合には暫定的に検疫措置を採用することができるとしておりますが、この場合には、客観的なリスク評価のために必要な情報を得るように努め、また、適当な期間内に当該検疫措置を再検討することというふうにされております。

こういったSPS協定、これはWTOの枠組みの中に位置付けているわけですが、基本的にはこういった国際的なルールの下に牛肉貿易も行うことになっているということでございます。

「（2）OIEの定める基準」というものがございまして、これについてもまず若干御説明させていただきます。

BSEに関する国際基準は陸生動物衛生規約、これはOIEのコードと呼ばれているものですが、この中で定められております。勿論、ほかの家畜の疾病について同じようなコードが定められております。この規約で、BSEに関するリスク評価の手法が定められており、侵入リスク、暴露リスク、監視体制に関する項目を総合的に評価するとともに、その結果特定されたリスクへの適切な対処状況や、サーベイランス、フィードバン等の実施状況により、BSEの浸潤状況を5段階に分類しております。また、輸出国のBSEの浸潤状況の段階に応じて牛肉等の衛生上の輸入条件が定められております。

また、これまで欧州食品安全庁、EFSAと呼ばれている機関ですが、こちらはこのOIEの規約に挙げられているリスク評価要因を考慮しつつ、各国のBSEのリスクを定性的に評価しております。これがGBRと呼ばれているもので、お手元の資料にその内容がございまして。

御説明が漏れましたが、ここに小さい文字で書いてある文字が後ろのリストの資料番号を示しておりますので、その資料を御覧いただければ詳しい内容が出ているということでございます。

なお書き以降でございますが、これが先ほど御質問いただいた点でございまして、このOIEの、実は先週1週間、パリのOIE本部でOIEの総会がございまして、そちらでコードの改正の議論が行われました。

BSEのコード改正の議論につきましては、前々回でしたか、この「プリオン専門調査

会」でも議論の概要を御説明させていただいたところでございますが、先週の金曜日までに総会での議論が終わりまして、一応の結論が出ておりますので、これはまた改めまして詳しく御説明させていただく機会があるかもしれませんが、簡単に口頭で御説明させていただきます。

今回のBSEコードの見直しで、最大の議論になりましたのは、無条件物品と、前回も御説明させていただきましたけれども、骨抜き牛肉について、基本的にはその国のBSEの汚染状況に関係なく自由に貿易ができるというような考え方が新たに導入されようとしていたことでございます。

当初の事務局から示された原案の中では、この骨なし牛肉については機械的除去肉を除くこと、それから圧縮空気を用いたスタンニング、あるいはピッシングをやらないこと。この条件だけを満たせば、その国のBSEのリスク状況に関わりなく貿易をすることができるというような提案でございました。

これに対しまして、私どもは、これは事前に専門家の方々の御意見あるいは消費者との意見交換も踏まえまして、日本の立場としてOIEにコメントを提出しておりますけれども、そのコメントに従って日本の立場を主張いたしました。その中身は、要はこういった骨抜き牛肉についても必要なリスク軽減措置を取らなければ安全な貿易ができるとは言えないということですので、そういったリスク軽減措置をきちんとここに位置付けるべきであるという日本の主張でございます。

先週の総会での議論におきましては、一部の国は事務局の提案を支持したわけですが、1つはEUがやはり日本と同じような考え方を持っておりまして、リスク軽減措置をもう少しきちんと書き込むべきであると。EUの提案としましては、SRMとの汚染を防ぐような措置が必要であるということと、もう一つ、30か月齢以下の牛に限定するという提案をEUは行いました。

この30か月齢以下というものは途上国配慮というものがございまして、途上国では勿論リスク評価をするような手段も取られておりませんし、また月齢を確認することも非常に難しい実態があるわけですが、そういう国に対しても安全な牛肉については輸出機会を与えてあげようではないかというEUの考え方に基づいて、30か月であれば例の歯の状況によって区別ができるということがございまして、また、勿論その背景としては、30か月齢以下ではこれまでEUの検査の中でごくわずかな頭数しかBSEが見つかっていないという背景がございまして、こういう提案につながっております。

EUからそういう提案がございまして、私どもはコメントにも出しましたように、同じ

ようにSRMとの交差汚染防止措置が必要であるということ。それから、その前に大前提として、BSEに感染している牛あるいはそのおそれがある牛、こういったものは排除されるべきであるということ強く主張いたしました。

こういった議論の結果としまして、最終的にはEUの主張も含め、また日本の主張も認めていただいて、そういった各国が提出したリスク軽減措置をきちんと位置付ける形での記載がなされております。そういった意味で、当初の事務局の提案に、今、私が申し上げましたようなリスク軽減措置を明記した上で、そういった軽減措置を取られた骨抜き牛肉であれば、各国のBSEのリスクの状況に関わりなく輸出ができる、貿易ができるというような規定が今回採択されました。これが、今回の最大の新しいポイントでございます。

そのほかに、事務局から提案されていた事項といたしまして、カテゴリーの区分を5段階から3段階にするといったような議論がございます。また、それに伴って、SRMの定義を、特に月齢の考え方を少し見直すと。それから、サーベイランスを重視したカテゴリー区分を導入することに伴いまして、サーベイランスの考え方を明確化するといったような提案がなされておりました。

これにつきましても、日本からは幾つか問題点を指摘しておりましたが、先週のOIEの総会での議論におきましては、議論する時間が十分ないということで、実はこの辺については、とりあえず事務局の提案どおり採択がなされております。特にサーベイランスの基準等につきましては、事務局提案の中ではまだ明確に定められていない事項も含まれておまして、これについてはOIEの事務局長の方からは、今後1年間かけて専門家の議論を行って、また来年改めて議論したいというふうに述べております。

したがって、形式的には事務局提案に、先ほど骨なし牛肉の修正を加えて採択がなされておりますけれども、実際には細かな点でまだ十分議論がなされていない、あるいは細かな内容が詰まっていない点がございます。これらについては今後1年間議論をし、検討を深めた上で、来年改めて議論されることになるというふうに考えております。

とりあえず、OIEのBSEコードの議論については以上の御紹介とさせていただきます。必要があればまた改めて細かな御説明をさせていただきたいと思っております。

元の資料に戻っていただきまして、70ページの下の方ですが、これ以降には「3 米国のBSE対策の概要」についてまとめてございます。

まず、「(1) 肉牛産業の概要」。ここには飼養頭数ですとか飼養形態について書かれています。

これにつきましても、これも典型的なものを文章で書けばこういう御説明ができようか

と思いますが、先ほど資料として整理してほしいということもございましたので、こういった内容についてもう少しわかりやすい形で改めて説明させていただきたいと思います。

次のページですが、「(2) 輸入規制」がございます。あるいは、次の「(3) 飼料規制」も併せまして、それから「(4) 報告義務及びサーベイランス」、こういった米国で取られてきた B S E の関連対策というようなことについて説明してございます。

これにつきましても、先ほど御質問といたしますが、資料として時系列的に整理してほしいということがございましたので、この文章は後でお読みいただくことにして、改めて資料として整理したもので御説明させていただきたいと思います。

最後のページ、72 ページですが、あと「(5) と畜場及び食肉処理施設における対策」というものもございます。ここでは、米国におきましては 2003 年 12 月までは B S E が確認されていなかったわけですので、S R M の除去といったような対策は取られておりませんでした。B S E の発生確認を受けて、この 12 月 30 日に B S E 対策が発表され、ここに書いてあるような対策が、その後、実施されております。S R M の範囲は、日本と考え方が違っております。

最後になりますが、「4 米国のリスク評価」でございます。これにつきましても、先ほど御質問いただいたところでございます。

一応、ハーバード大学のリスク評価なり、米国の政府機関が行ったもの、あるいは国際専門家が行ったもの、更には E U の G B R、そういったものがあるわけでございますが、その辺についても、先ほど厚生労働省からありましたように、このリスク評価のやり方についてはまちまちでございまして、また一部のものは途中の手法がブラックボックス的になっておりまして、なかなか細かな点が我々御説明できない点もあろうかと思いますが、何らかの形で整理した上で改めて説明させていただきたいというふうに思います。

内容をはしょりましたけれども、この資料の御説明は以上にさせていただきます。

吉川座長 急がせて済みませんでした。ありがとうございました。

道野課長補佐 済みません、カナダもあります。

それでは、続きまして、カナダの方についても御説明をしたいと思います。

カナダにつきましても、諮問文の体裁としては同じでございまして、現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でと殺解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として輸出する場合の牛海綿状脳症に関するリスクの同等性ということでございます。

ページを 1 枚めくっていただきますと、カナダの上乗せ規制ということで一応添付させ

ていただいております。資料のページとしては、10 ページに日本語訳がございますので、仮訳ではございますけれども、日本語の方で説明させていただきたいと思っております。

勿論、目的につきましては日本向けの牛肉及び牛の内臓の輸出条件ということでございまして、「1. 序論」にありますように、牛から日本向け輸出に不適格なすべての組織の除去を確実にする。と殺加工にかけての工程において、食用の牛肉製品の不適格な組織からの交差汚染を防ぐ。20 か月齢以下の牛からの製品のみが、日本向けに輸出用として加工・認定される。カナダの国内規制に加えて、BSEに関連する日本の輸入条件に適合することを証明する。そういったような内容になってございます。

これにつきましても、カナダの国内法である Meat Inspection Regulations、それから、これに基づく Meat Hygiene Manual of Procedures の上乘せというような形になってございます。

対象ですけれども、これは「生鮮及び/又は冷凍牛肉製品」と書いていますけれども、英語では「fresh and/or frozen beef products」となっています。

注釈の1のところに、「生鮮/冷凍の筋肉、切り落とし、内臓及びバラエティミートからなる」と書いていますけれども、実質的な意味はアメリカのものと同じでございます。

これにつきまして、本文書で規定されている基準に適合されていると認定された施設は、米国と同じように日本に輸出ができるようになります。

それから、不適格な組織として、日本では特定危険部位として規定されている牛の頭部、口蓋及び舌の扁桃、脊髄、硬膜、回腸遠位部及び脊柱から構成されるというふうに規定されております。

続きまして、11 ページでございまして、「3. 月齢証明」でございまして。

20 か月齢以下と証明される牛由来のものでなければならないというような内容になってございます。具体的な内容については、後で御説明します。

4 は、カナダの国内規制をここではわざわざカナダの方が書いてくれています。

これはちょっとアメリカと体裁が違うんですけれども、それぞれ国の考え方があるものですから、体裁が完全にアメリカとカナダと同じというわけにはいきませんでしたので、単にここはカナダの国内規制が4のところには書かれてあるということだけでございます。

5 番目が、日本向けに輸出される牛肉製品を生産すると畜場の条件ということになります。

20 か月齢以下の牛由来の製品のみが日本向けの輸出用として、用意といたしますが、要するに処理されることということです。それから、すべての不適格な組織が、交差汚染及び、

日本向けに輸出される食肉製品への混合を防止するための衛生的な方法で、これらの牛から除去されるというようなこと。

それから、これらの牛から得られた枝肉・牛肉は、月齢が決定された時点から、製品が梱包・表示されるか、当該枝肉が施設から搬出されるまで、他の枝肉や牛肉製品から容易に識別されるようにされること。こういったことが、やはり先ほどのアメリカの例と同じように、書面で手順を明確にして、確実に実施されるということが条件になります。

後半の部分に、文書化された手順ということで、勿論、カナダ政府の検査官も確認するわけですが、モニタリング、検証、記録保存といったことをやりなさいということ。こういった手順を具体的に検証する場合の事項というのが順々に書かれています。これは月齢の決定であるとか、部位の区別であるとか、20か月齢以下のものの識別の問題であるとか、勿論SRMの除去の問題、表示の問題、そういったものが検証の対象になってくるということでございます。

具体的には、CFIAというのはCanadian Food Inspection Agencyという食品検査を担当している政府機関でございます。それで、CFIAの検査官がチェックをするというような内容になってございます。

資料の14ページでございますけれども、アメリカと出生年月日と申しますか、月齢の確認方法が少し異なっております。

カナダには、2002年にCCIAというCanadian Cattle Identification Agencyという機関が、これは非営利法人でございますけれども、個体識別の管理機関として設置されておりまして、既にそういう個体識別というシステムが動いております。

ただし、出生年月日を入れることができるシステムになったのは今年からでございます。個体の識別はできているけれども、誕生日は、そのシステムではわからないというような状況でございます。

それから、ケベック州の場合には別のシステムを持っていて、こちらは誕生日が入れるようになっているというような仕組みになってございます。

月齢に関しての決定でございますけれども、次の15ページでございます。ケベック州は勿論、月齢確認はできるわけでございますけれども、ケベック州以外での出生した牛に係る経過措置ということで、当面、誕生日が入力されていないケベック州以外の牛に関してどうするかということが書かれております。

現時点では、2004年生まれの牛というのはフィードロットに移動しておりますので、そこから2004年生まれと外観から判断される牛の、これは個体識別システムがありますので、

耳標から耳標の情報を読み取って、C C I A、先ほどの個体識別のシステムの管理機関に転送し、C C I Aは、生産者がわかりますから、牛の生産者に出生月日の情報を照会する。そのような形で牛の誕生日なり月齢なりを確定していきます。

ただし、それでわからない場合には、 にありますように、デフォルト値とって、2004年1月1日生まれというふうにみなしてしまうということになります。

一応、そのような形で月齢を確定していきましようというのがカナダ側からの提案でありまして、コンプライアンスについてはC F I Aが確認をしていく。勿論、実際、その機関であるC C I A自体も農家等のチェックとかそういったようなコンプライアンスを確保するシステムというものを持っております。

以上です。

釘田衛生管理課長 続きまして、後ろの方の説明、16ページからの説明資料でございますが、アメリカと同じように説明資料と、その後ろに参考資料に資料のリストが付いております。

カナダにつきましては、まず1番目の経緯のところ、カナダはアメリカほど話題に上がることが少のうございますので、ちょっとここを御覧いただいて、これまでの経緯を御確認いただきたいと思っております。

「(1)カナダ産牛肉の輸入停止」でございます。

2つ目の段落に書いてあります、2003年5月21日、カナダ国内でB S E感染牛が確認されたことを受けまして、厚生労働省及び農林水産省は、カナダ産牛肉及び牛肉製品等の輸入を暫定的に停止しております。これはアメリカより約半年前、こういったことが起きていたわけです。

なお、カナダではその後、2頭のB S E感染牛が確認されております。

「(2)カナダ産牛肉再開に向けた協議」でございますが、カナダでのB S E感染牛の確認の後、日本からは専門家を現地に派遣し、B S E感染牛の由来、同居牛の取扱い等のB S Eに係る事実関係や、今後、カナダ政府の取るB S E対策の調査を行い、2003年7月、その結果を公表しております。その後も、カナダにおけるB S E発生状況やB S E対策の追加措置等に関する情報収集に努めるとともに、カナダ政府と協議を行ってきております。

2004年11月8日、日本とカナダ両国政府の実務担当者による協議におきまして、日本政府はカナダ産牛肉の日本向け貿易再開に関し、「食品安全委員会」による審議を含む国内承認手続を前提として、米国と同様、牛肉の安全性について国内と同等の措置を求めることについて説明を行いました。

その後、日加の実務担当者間で、
、 は米国と同じ条件でございますけれども、これを
内容とする牛肉の輸出基準に関する協議が行われてきたところでございます。その結果、
先ほど厚生労働省の方から説明した内容でございます。

以上が、これまでのカナダとの経緯でございます。

「2 牛肉貿易に関する国際基準とBSEリスク評価」。ここの内容は、先ほどのアメリ
リカと同じでございます。省略いたします。

「3 カナダのBSE対策の概要」でございます。

これも、構成といたしましては、「(1)肉牛産業の概要」「(2)輸入規制」「(3)
飼料規制」「(4)報告義務及びサーベイランス」「(5)と畜場及び食肉処理施設にお
ける対策」、それらの経緯と現状を簡単にまとめてございます。

あと、カナダの場合は、「(6)個体識別プログラム」についても説明をしております。
これにつきましても、先ほどと同様に、また別途整理した形で御説明をさせていただき
たいと思います。

最後に、「4 カナダのリスク評価等」でございますが、カナダにつきましてもカナダ
の政府機関、CFIAが自らリスク評価を行ったもののほか、欧州食品安全庁のGBRあ
るいは米国農務省の評価、そういったものが行われております。

また、国際的な専門家グループの調査も行われております。そういったものについても
資料として含まれております。可能であれば、これらの概要についてもとりまとめて説明
したいと思います。

以上です。

吉川座長 どうもありがとうございました。

ちょっと最初の議論が長かったのですけれども、あえて時間を取ったわけですが、
概要について、今、厚生労働省並びに農林水産省の方からアメリカ及びカナダについて、
先ほどのもので言えば、後の方の説明資料が一般的なリスクについてそれぞれの侵入リス
ク、国内対応措置のリスク評価の全般に関する項目の資料説明と、その出どころが後ろに
付いている。

それから、最初の方で説明されたのは、そういうレベルでリスクマネージ側から考えた
ときに、現在日本で流通しているものと同等と見るにはリスクが高いという考えで、協議
の結果、上乘せというか、切り取りというか、先ほどの輸出基準について改めて、最初に
説明されたような、それぞれアメリカとカナダについて月齢の問題、それからSRM除去
の問題、それらのコンプライアンスとシステムがどういうふうにして担保していくかとい

った説明で、そういう格好で両国についての背景と、今回諮問の内容に当たる条件について概要の説明があったわけですが、少し時間が来ていますので、次回からその内容について審議していきたいと思っておりますけれども、今の説明について、今の段階で聞いておきたいことがあればどうぞ。

横山専門委員 1つだけ、国内の基準に満たない点があると。それを条件を付加することによって国内と同等と考えられるということは、両省としては、例えば国内の牛肉に関してもその条件を満たせば安全と考えているというふうに理解したらいいんでしょうか。

今はアメリカの牛肉に関して、この条件をクリアすれば、逆にその先には国内基準がそれを基に修正ということも視野に入れられているのかどうかです。

吉川座長 どうぞ。

道野課長補佐 そこまでは全く考えておりません。先日、国内の規制の見直しについて答申をいただいたので、勿論、それがベースということでありまして、特に今回、アメリカなりカナダなりのBSE対策の評価をいただいた上で、また国内の措置について検討するかということは全く予定しておりません。

吉川座長 今の質問は、その答えでいいですか。実を言うと、私も質問の意味がよくわからなかったんです。

横山専門委員 ごめんなさい、二重基準をつくることになるのではないかとということが一番危惧しています。

特に、今、ざっと見た限りでは、いろいろ国内基準の見直しの中で牛肉の処理法だけではなくて、いろいろ飼料のことであるとか、すべてを含めて評価したにもかかわらず、この中にはいろいろ欠落している部分がある。特にえさの問題等で欠落している部分があるのかなど。

それを逆にこういう条件だけでカバーできると、実際に農林水産省、厚生労働省の方は考えているのかどうかということだけをお聞きしたかったんです。

吉川座長 どうぞ。

道野課長補佐 結局、当然カナダもアメリカも日本もほかの国もそうですけれども、当然、バックグラウンドが違うわけです。だから、そういう意味でなかなか規制そのものだけを比べてということ、またそれを同じにすればいいという議論ではないんだろうということを前提に諮問していますので、先ほども申しましたけれども、アメリカと措置の部分で、今、整合していない、どこを整合させるかとか、そういうことについては全く予定はしていません。考えていません。

吉川座長 いいですか。

横山専門委員 もうちょっと、私も整理してきます。

吉川座長 どうぞ。

甲斐（諭）専門委員 1点ほど、調べてほしいといいますが、教えてほしいことがあるんですが、アメリカで言えば8ページ、またカナダで言えば14ページ、まず、この出生した日にちの確認方法なんですけれども、集団の場合、最初生まれた子どものものを全体でこうやるという、カナダもアメリカも両方そうになっていますね。

それでは、非常に大規模な大平原で飼っているときに、最初の牛が生まれたというのはどうやって見つけるのかという、最初の牛の確認方法はどうやってやるのかというのがわからないので、それはどうやってやるんだろうかというのが疑問です。

3月にアメリカに行ったとき、アベレージ・バースデーというものを使おうというふうに言っていましたけれども、それではアベレージとは、最初のものというのは最長ですね。ですから、アベレージなのか、最長なのか。ここでは平均が使われていませんけれども、ここで最長になっていますけれども、それでは最長ならば、最初の牛はどうやって認識したんだろうかというふうな、この大平原で飼っている牛の最初の日にちはどうやって見つけて、その日にちを入れるのか。

昨年12月に、平均誕生日に変えたと言っていましたけれども、そのことがここに今日出てこないんですけれども、その2つを調べていただきたいと思います。

釘田衛生管理課長 お答えをいたします。

アメリカの場合は、特に幾つかの月齢確認方法というものが用意されておりまして、特に酪農家のような場合はほとんど個体ごとに確認できるのが実態だろうと思います。

肉牛の場合は、お話ししますとおり、非常に多様な生産形態が行われておりますので、いろんなパターンがあるかと思いますが、ここで集団月齢証明として最初に生まれたものの誕生日を全体の集団に適用するという考え方は、一般的にはといいますが、多くの場合はそういう放牧地で飼養管理されている場合でも、分娩時期は大体わかるわけです。それは約一年前に自然交配で種牛を集団に混ぜて1か月とか2か月間、交配を行うわけですので、そこから計算して最初の牛がいつごろ生まれるであろうというのは把握できているわけです。これさえわからないというのは、自然状態としてですから、野生と一緒にですから、そういうことはなくて、やはり人の管理の下でそういう繁殖が行われているわけですから、おおよそいつごろから分娩が始まるかというのはわかっています。

多くの経営の場合は、そういう繁殖時期が近づきますと、管理者が目の届くところ、そ

ういった装置に牛を移しまして、そこでできるだけ管理の下に分娩を行わせませす。勿論、そうでない場合もあると思います。遠いところで、ほとんど見ないで、そのうち生まれてしまう場合もあるかもしれません。ですけれども、多くの場合は分娩時期については飼養管理者が毎日その集団を管理して、例えば難産があったり、弱く生まれた子牛がいれば、少しでもそういったものに手をかけて助けようとするんだらうと思います。私どもがアメリカなり現地で繁殖農場を訪問して聞いたときも、そういった農場もございました。

ですから、ここで集団月齢証明として集団の最初に生まれたものというのは、そういった繁殖時期に日々の放牧監視をして、例えば今日5月31日に見回ったら一頭も生まれていなかったけれども、明日行ったら子牛が2頭いたとすれば、その日が最初になるでしょうし、そういった見方で分娩開始日を特定することができるだらうと思います。逆に、そういったきちんとした証明ができない場合には、この手法は適用できないということがございます。

甲斐（諭）専門委員 わかりました。

ロッキーからずっと大平原に行って、コーンベルト地帯のようなところではそういうふうなやり方ができるけれども、ロッキーみたいなところでやるときには雄牛を入れたところからやるというふうに、地形なり目の届くことによって誕生日を違えていくというのは、この集団月齢証明の3つ、4つあるタイプかなというふうに理解しました。

釘田衛生管理課長 1つ誤解があるかもしれませんが、付け加えますが、当初ここについては我々もどういった手法があるのかいろいろ議論をいたしまして、その議論の中では、種付け時期をもって、プラス妊娠期間で生年月日を推定するという方式も提案された経緯があります。しかしながら、これはやはり不確かですし、誤差が大きくなるということで、私どもはその方式は認めませんでした。

ですから、この考え方の中には、その方式は含まれておりません。あくまでも管理者の下で分娩月日を確認されたものというものが、この集団月齢証明になります。

甲斐（諭）専門委員 そうしますと、8ページの上から9行目辺り、5.2.1.2.4は。

釘田衛生管理課長 ここは、「補的手段」と書いてございまして、管理者が最初の子牛が生まれた日を確認するんですが、それと、例えば交配した時期と矛盾がないかどうか、大きな違いがないかどうかということを確認するための補助的な資料としては用います。しかし、それだけで生年月日を特定するということはありません。

吉川座長 私も今のことに関連して、1個調べておいてほしいんですけれども、正確には無理として、3つの月齢証明方法を導入しようとしているわけですね。実際に、日本に

もし輸出して、この月齢証明で来るとして、ポピュレーションとして、第1番目の個体月齢証明という格好でできるのはどのくらいの率というか、何割ぐらいなのか。集団月齢証明という格好でなるのは、大体どのくらいになりそうなのか。最後の、A40の枝肉の格付でやるのはどのくらいの率になるのか。

当然、何十何コンマ何%とかはあり得ませんけれども、どのくらいの割合でそれぞれの群が来るんだらうかというのがわかれば、多分わかると思うんです。実際に動いているわけですから、その群の、さっき言ったパッカーが決められ、処理場が決められ、生産が決められれば、大体の推定としては、どんな比率でこの3つの群が20か月齢以下という格好で来るんだらうかというのは、わかるなら調べてもらえるとありがたいと思います。

釘田衛生管理課長 今、わかる範囲でお答えしたいと思います。

実は、この月齢証明としましては、この5.2.1に1、2、3と3つありまして、それから5.2.2、これがまさにA40というマチュリティーの考え方ですが、これだけの手法が用意されております。

まず、この5.2.1の1、2、3は、個体月齢証明と集団月齢証明、それから、最後のUSDAの工程証明プログラム云々というのはちょっとおわかりになりにくいと思いますが、この3つ目のものというのは既に日本向けの輸出のためではなくて、米国の国内におきまして付加価値を高めるためにいろんなプログラムというものが行われておりまして、そういった既にUSDAに認証されたプログラムの中で月齢が確認できるものがございます。そういったものを言っておりまして、そういったものも間接的に日本向けにも使っているのではないかという趣旨であります。

この5.2.1.3、USDAの工程証明プログラムの下でどの程度の牛がいるかというのは、私どもも質問しておりますが、ごくごくわずかです。現状では、1%とかそういうオーダーにもならないほどの非常にわずかな数字だと考えていただいているかと思っております。

したがいまして、個体月齢証明、集団月齢証明というのは今後、日本の輸出向けに彼らが行き組んでいく手法になります。

現状、こういった手法で証明できる牛がどれくらいいるのかということは、私どもも何度も米国政府に問い合わせをしておりますが、彼らも明確な答えは持っていません。統計的にどうこうという数字は彼らも持っていないということです。

あと、もう一つ言えますのは、従来のも米国内の牛肉の生産あるいは流通の中で、この月例というのはほとんど取引上意味のない情報であるがために、ほとんど取引の際に伝達されていません。ですが、今後、日本がこういう条件を要求することによって、月齢という

情報に価値が生じるということで、今後はこういった取組みが促進される可能性があると思います。

ですから、現状がどうだったかということもよくわからないんですが、更に今後こういった条件がもし政府間で合意されて実施される場合に、それが生産者のインセンティブになって、月齢証明をしようという取組みがかなり増える可能性はあると農務省は言っております。増えた後、どれくらいになるかということも数字としては彼らも持っておりません。

ただ、前回、米国のUSDAの方が来られたときに、記者ブリーフなどで幾つかの数字をおっしゃっていますが、多分、今後の期待も込めて3割とか35%ぐらいは証明できるのではないかといったようなことをおっしゃっているのを聞いております。これも統計的に積み上げた数字ではないという説明でございます。それから、その内訳がどういうものを積み上げて35%になるのかということも、私どももわかりません。

最後にA40でございますが、枝肉の格付を通じた月齢証明につきましても、データは非常に限られているんですが、かつて行われたAマチュリティーという成熟度の分布を見ますと、フィードロットから出荷された牛の中で、このA40以下に格付けされるものは8%程度というデータがございます。別のデータによれば、フィードロットから出荷された牛のうち8割ぐらいは20か月齢以下なんですけれども、A40という基準で区分いたしますと、それ以下のものは8%程度、1割以下というデータがございます。

ですから、この点はまた別途御説明する機会があるかと思いますが、実際はもっと高いA60とかA70でも20か月齢以下の可能性が高いんですが、その辺の安全を見て、より低いところで基準を定めたのがA40でございますして、A40で見ればそういう非常に少ない部分しか該当しないのではないかというふうに聞いております。

以上です。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 アメリカもカナダもHACCPのことについて触れていますが、このHACCPはO157なんかの場合には非常に効果的なものというの理解できるんですが、BSEの場合にどういうふうに役に立つのか、ちょっと私もよくわからないんですが、カナダの場合にはSRM除去におけるクリティカル・コントロール・ポイントをちゃんと決めてというような文言も入っています。

ですから、アメリカとカナダにおけるHACCPが、このBSEの場合にどんなふうになっているのか、資料としてまとめていただけませんか。

道野課長補佐 B S E に絞った H A C C P の資料は、既存のものがあるかどうかというのはちょっとわかりませんが、結局、今、先生御指摘のような、病原菌もそうですし、異物もそうですし、こういった S R M もそうですし、そういったハザードについての分析をやって、管理点を決めるという、基本的な考え方としては病原菌と同じように、S R M のコンタミネーションというものも分析をしてコントロールする。基本的には考え方は同じです。

山内専門委員 ざっとイメージがつかめるような資料をできたらつくっていただきたいし、カナダの場合には S R M 除去のことまでわざわざ触れているということもありますので、お願いします。

吉川座長 どうぞ。

山本専門委員 今の出生月齢の認証に関してですけれども、それと絡んで、と畜されるときの月例というのは大体今まで全然わかっていなかったわけでしょうか。

この飼育の期間を考えて何か月齢以下ということで、大体やっていたのでしょうか。それとも、別に年齢分布的なものというのはある程度把握できるのでしょうか。

釘田衛生管理課長 お答えします。

一般的には、個体ごとのと畜時の月齢というものを確認することは非常に難しいです。ただ、例えば純粋種のアンガスの生産プログラムといったような、そういう付加価値を求めた生産プログラムがありまして、そういった中で登録されており、月齢もきちんとわかっているもので調査されたものは私どもも提供を受けております。

もう一つは、今お話ありましたように、生産パターンが非常に多様性があるとは言え、典型的な生産体系というものは非常にはっきりしておりまして、そういった体系の下で出荷されるとなれば、およそこの月齢の幅に収まるだろうということが言われておりまして、それは例えば 16 ~ 18 とか、その辺、20 よりも若い月齢にほとんど収まるであろうというのが今のアメリカの肉牛の生産体系だというふうに理解しております。

それではよろしかったでしょうか。

道野課長補佐 追加させていただきますと、結局、年中生産をしているわけではなくて、やはりアメリカの場合は春と秋とか、あとカナダの場合は春とかという形で、やはりいろんな飼育管理上、ある程度そういったまとまって生産をしているということがありますので、そんなに大きくばらばらの月齢のものが出てくるということは通常ないということが 1 つ。

それから、通常 1200 ポンドぐらいで出荷されますので、そういった意味から言うと、あ

る程度、交雑種とはいっても大体がアンガスとヘレフォードのF1なりという品種もある程度固定されているので、そういった意味でそれに係る肥育期間というのは、当然、経済動物ですので、少しでもえさも効率的にやらなければいけませんし、そういったことでおよその出荷月齢というものは彼らも把握はしているわけです。

今回の、例えばA40を決めるためのアメリカ側の研究の中でも、あれは月齢がある程度の幅でわかるものということで調べた実際のデータのの一つだと思いますけれども、あの中で見ても多くは20か月齢以下です。今回の場合、また説明する機会があるかもしれませんが、21か月齢以上をちょっと無理して入れてくださいということで少し入っていますが、普通の状態というのはもっと20か月齢以下に偏っているんだろうというふうにアメリカ側から説明を聞いております。

吉川座長 いいですか。

多分、また審議の中でこの辺はクリティカル・ポイントというか、やはり議論していかなければならない点ですので、また出てくるかと思えますけれども、約束の時間を大幅に過ぎてしまって、30分、提案の方の肥料の方の議論をしようというふうに最初に言ったんですけれども、とりあえず、カナダとアメリカの諮問に関しては特にございませんか。

どうぞ。

金子専門委員 短い質問です。SRMの定義ですけれども、OIEでは部位プラス月齢の要素があると。この中の説明資料では、これはどうも部位だけに読めるんですが、その辺はどうですか。

道野課長補佐 一応、輸出再開の上乗せ条件として、先ほど20か月齢以下の個体由来というものが1つございましたけれども、説明の中で申し上げるつもりだったんですが、もう一つの大きな条件が、20か月齢の全個体から輸出される全個体からSRMを周辺組織を汚染しないように除去する。これも国内のルールと同じものを上乗せ措置としてアメリカなりカナダなり、輸出側で講じるということが条件になっていますので、月齢の概念はSRMについてはないということになります。

吉川座長 いいですか。

端的に言えば、向こう側がダブルスタンダードになってしまっているということです。アメリカ自身は、月齢との関連で一般的に言っているけれども、輸出プログラムとしては部位にってしまったということです。

まだかとも思いますが、ちょっと時間が押しているので、今日はこの件に関してはこのくらいにしたいと思えます。次回以降、審議していくことになりますけれども、ど

うという方針で審議をしていったらいいか、あるいは今日聞いた中で次回から始めるに当たってこういう資料だけは更にそろえておいていただきたいというようなことがあれば、その辺も併せて事務局の方に送っていただけるとありがたいです。

少し今日の説明である程度、背景及び諮問してきた趣旨からアメリカとカナダが取ろうとしている輸出規制の内容等について理解されたかと思います。次回、そういうわけで審議の方針と、できれば具体的なクリティカル・ポイントになる部分を順次議論していきたいというふうに思いますので、アイデアその他質問事項があればどしどしと事務局の方に送っておいていただければ審議が滞りなく進めていけるかと思います。

それで相談ですけれども、肥料の積み残しが来ているんですけれども、これは前回の質問に対しての農水省の資料は配られたんですか。

梅田課長補佐 追加でいただいている資料については、お配りしております。

吉川座長 どうでしょうか。

私ももらって読んでみたんですけれども、過去の許可したときの経緯に関して、読んでみると、農水省の答えはあくまで国産に限定して、全頭検査をするから導入リスクがここまで回避されているから、OIE基準はこれで大丈夫だという説明は何度もしているように受けて、私は前回のときに輸入と国産のものとどういうふうにシステム上取り扱うのかという質問をして、5年前に同じ質問をした委員がここにいることに気がついて、それに対して農水省はそうではなくて、これは検査の終わったものについて原料とするんだという答えをされているというふうに私は読んだんですけれども、それに関してだけちょっと聞いておきたいんです。

藤井課長補佐 御指摘の点は、多分資料1の「Page22」と書かれたところの一番下の方だと思うんですけれども、その中で今お聞きしている範囲で国内産と輸入物を分けて議論する必要があるかなという感じを受けているというようなところのことだと思います。

この点に関しまして、この場で議論したのは、あくまで国内で生産した蒸製骨粉に関する議論をしているということを行っているのであって、原料について、それが国内産のものか、外国から来たものかということに関しては、この点は触れていないということです。

あくまで条件としてBSE検査陰性、更にSRMを除去したものを。それを原料として国内で製造した蒸製骨粉について議論をお願いしますと。その結果として、特段肥料として使うことについては差し支えないという結論をいただいたというふうに理解しております。

吉川座長 前に送っていただいた資料の55ページに、吉田生産資材課長が「お答えいた

します」というところで、55ページの下から5行目、「今回の御検討いただいている原料の骨の入荷、そこに海外のものがまざるということは、可能性としてはありますが、それは今回は排除します」と答えていらっしゃるんですけども、前後、結構、このときのレジュメもそうで、BSE検査で陰性のもの由来だから、この処置で大丈夫なんだということを繰り返し説明され、またそういう図になっていると思うんです。

だから、改めてこの前伺ったのは、それはリスクとしてわかる。検出限界以下か、それに同等する若齢のもの由来だろうと。だから、国内由来のものについての評価はリスク低減措置がどれだけ有効かということを考えれば、総合的なリスク評価というものは非常に簡単とは言いませんけれども、わかりやすいんですけども、そうでないリソースから始まるものについてのリスク評価は同じ評価式は使えないんですけども、そこに関して管理措置をどうするつもりなんだろうかという質問を私はしたんです。それは、前回許可したときにどうなっているんだろうかという疑問で読んでみたわけなんです。

藤井課長補佐 前回も御説明したかと思うんですけども、実態として枝肉の状態で冷凍あるいは冷蔵の状態では輸入している肉というものは、オーストラリアから16年度で5800キロぐらい、極めて少ないと。量の問題ではないと思うんですけども、そういう中で、それが食肉処理場で国産の牛肉と一緒にまざって処理をされていると。それを実態的に、輸入のものを排除するという仕組みは今の状態では極めて難しいのかなというふうに考えております。

あと、輸入先も、まずオーストラリアということで、これも何回か繰り返して言わせていただいているんですけども、一応未発生国ということであればBSE検査由来と。BSE検査陰性と同等と扱えるのかなというようなこともございまして、特段排除する必要もないのかなということで、前回も御説明したかと思えます。

吉川座長 そうすると、骨が付いてくるものについては、輸入される国は国産以外ではオーストラリアに限定されているわけですね。

藤井課長補佐 現状で、実態としてはそういうことです。

吉川座長 将来はどうなるわけですか。

藤井課長補佐 将来は、今ずっと御議論された話とも絡んでくるかと思うんですけども、それはそれぞれまた衛生条件とかいろいろ御検討があるんだと思いますけれども、そこは今、私の段階では明言できません。

吉川座長 そうすると、例えば解除するたびに「プリオン専門調査会」にかかってくるわけですか。この国の骨付きを処理するに關してのリスク評価をしろという型になるわ

けですか。その辺の姿勢もちょっと聞いておきたいんです。

一概に国内、国外といっても、汚染度は国によっては随分違うわけであって、一つの国を許せば、それはどこも国外という概念の中に入るというリスク管理をするつもりなのか。それとも、それなりにリスクマネージャーとしての評価をした上で管理を続けていくつもりなのか。その辺もちょっと聞いておきたいと思います。

藤井課長補佐 そこは、本当にアメリカとか今日議論されたカナダとか、そういうところから枝肉の形で入ってきて、それが原料として回る可能性があるというようなことであれば、また別途議論する必要があると思います。ただ、現状においては基本的に未発生国の肉しか入らないという実態になっておりますので、その限りにおいては今の管理措置で間に合うのかなと思います。

実際に、枝肉が発生国からも入ってくるというような事態になれば、それは排除するような措置も含めて検討する必要があるのかなとは考えておりますけれども、今、この諮問させていただいている限りにおいては、それを排除するようなシステムは難しいということで、量的にもかなり少ないということもございますので、この形でやらせていただきたいというふうに考えております。

吉川座長 わかりました。

私は個人的には考えが反対で、量的にめちゃくちゃ多くて動きが取れないというなら、それはそれで考えなければいけない。量が非常に少なく管理措置が取れるなら、それもまた管理側としては考える必要性があるのではないかと。

なぜ、こんなにこだわることを言うかということ、私は個人的に危機管理対応を両省庁取ってきて、その後、いろいろな厳しい措置を取って蔓延防止対策を取ってきたわけですが、そういう意味ではそろそろエラディケーションといいますか、清浄国復帰に向けてのプログラムというものを検討して行ってほしいと思うんです。

それは、国内の循環をとめるということと同時に、海外から入ってくるリスクのあるものをいかに避けるかという、あるいは低減するかという2つの方法しか清浄国復帰する論理的な方法はないわけであって、片方で緩めながら清浄国復帰を目指すという、かなり難しい選択をすることになってくるとすれば、少しそういうスタンスで物を考えていただきたいです。

少なくとも、交差汚染を防止できないようなところは、私は蔓延防止は可能であったとしても、最終的に清浄国復帰するのは非常に難しい。日本はあえてその手を打ってきたわけですから、やはりそういうスタンスでリスクを考えたマネジメントを取っていただき

たいと思ったものですから、ちょっとこだわったわけです。

どうぞ。

見上委員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、これは蒸製骨粉で肥料ですね。リンゴか何か果物だと思っんですけれども、肥料をやって、それで何をやばいと思っているんですか。植物にプリオンが上がると思っているのか。土地を汚染といいますか、そこら辺をのこの牛がなめに行くのか。何でこんなことを持ってくるのか。それがわからないんです。

おまけに、わずかな量ですし、確かに量の問題ではないと言え、1 mg やっても牛は病気になる。それはわかりますけれども、10 mg でも15分の1ですし、100 mg あって15分の3なんです。そういう全体的なことを考えて「食品安全委員会」に持ってきてもらわないと、何でもかんでもボールを投げられる、やらなければだめだというのはおかしいと思います。その辺、ちょっと説明してください。

藤井課長補佐 そもそも肥料利用、肉骨粉とか蒸製骨粉とか、平成13年9月のBSE発生までは一般的に肥料利用されていたという実態がございます。それで9月にBSEが発生しまして、10月に蔓延防止措置に万全を期するということで、えさは勿論なんですけれども、えさと交差汚染の可能性がある肥料についても一旦とめましょうということで、全部とめられたわけがございます。

その後、例えば蒸製骨粉とか、この場で御議論いただきましたけれども、アルカリ肥料とか、その処理工程において不活性化処理がされて、十分安全だと思われるものについては順次解除してきていると。

そもそもとめた理由というのは、1つはえさと肥料の流過程。それは、例えば肥料販売店とか製造工場とか、そういうところでクロスするところがありますので、そこでまざる可能性があるのではないかと。

一番大きな理由として懸念されたのが、やはり放牧地とか飼料畑に施用されて、それがえさの作物にくっつくとか、放牧地であれば牛は土も一緒に食べますから、土と一緒に肉骨粉を摂食する可能性があるのではないかという懸念があって、今までこういうとめるような措置を取ってきていると。

それに対して、私どもはリスク管理措置の中で、例えば今回のにかわかずであれば飼料畑、放牧地には施用しないように指導して、十分に交差汚染の可能性を排除しようとか、一応そういう対応を考えて今回諮問させていただいているという状況です。

見上委員 今、放牧地の話が出たんですけれども、実際としてこういった過去において

こういう肥料が放牧地の牧草の上にまかれたという根拠はあるんですか。私は見たことがありません。

藤井課長補佐 そこはおっしゃるとおりで、比較的蒸製骨粉、肉骨粉というものは高価な肥料ですので、果樹とか野菜とか割と付加価値の高い作物にまかれるのが普通だと思います。

あと、あるとすれば、有機栽培の稲とかそういうところには一部使われておりますけれども、放牧地とか飼料畑とかそういう大量に必要とする、作物自体の価値がそんなにないというのに対してまく可能性というのは非常に少ないというふうに考えております。

吉川座長 私が先ほど言わんとしたことは、蒸製骨粉のリスクというよりは、もし不明国から入れるようなことになって、確率は低いとは言え、もし回転した時点で、例えば今ドジって汚染した牛が発症するのに5年、あるいは最近だと7～8年かかるかもしれない。そこでもし検査で1頭検出されると、そこからまた8年間検査をしていかないと清浄国まで戻れない。そのリスクが低かったとしても、もし当たりくじを引くと、13年間これからやり続けていかなければならない。あるいは解除したためにそのリスクがまだ続いたら、そういうシナリオも片方で考えなければいけない。

あえて国内産と言ったのは、国内産と同等のリスクのものから始まればそういう意味では評価しやすい。ただ、それから外れるシナリオを考えたときのリスクマネージャーとしてのコストベネフィットというものが本当に国民に説明できるんだろうかというのが非常に疑問だったんです。

だから、確かに高価な肥料ヲ、だれもあえて牧場にまこうとは思わないでしょうし、それだけの規制をされたものをあえてまぜようとは思わないだろう。そうは思いますけれども、でも交差汚染を含めてそれではなかなかできなかったし、イギリスを含めて最終的に国内対策を取った上でとまらなかったものは、やはり国内以外のところのルートリスクというものももう一回考えよう。そうしないと、清浄国まで戻れないという考えが片方に出てきているわけであって、できれば農林水産省もそういうスタンスでマネージメントを考えてみてくれないかというのが私の言いたかったことであって、あのとき一過性にとったメジャーが正しかったか正しくなかったか、あるいは取り過ぎたから今緩めるという考えよりは、清浄国に復帰するために何が必要で何を避けた方が賢明かという考えを取っていただきたいというのが私の願いだったので、そのように言ったわけです。

どうぞ。

小野寺専門委員 撲滅対策は、一応EUの方とか、特にフランスとか、それはそれなり

に別の対策があったようです。それに関しては、やはり牛個体のトレーサビリティをしっかりとしようとか、コホートをちゃんと識別しようとか、そういうまた別の対策があるわけですから、そういうことも参考にして、もし撲滅措置へ向かうのだったら改めて対策は考えていけると思うんです。

吉川座長 どうぞ。

山内専門委員 私は、座長の清浄国を目指すという考え方に賛成です。

それと、放牧地の問題というのはBSEでは証拠はないんですが、スクレイピーでは放牧地での例というのが幾つかあって、特にアイスランドでは非常に長い年月が経った後で、スクレイピーの羊を全部排除した後で、かなりの年数が経ってからまたそこへ羊を放牧して、そこでまた発生するといったようなことから、やはり経験的にはかなり危険性があるのではないかとということで、EUも一切放牧地等に使わないで来ているわけです。

ですから、全くのリスクがないということではなくて、そういう非常にわずかなリスクでも一応は考えていくべきであろうというふうに思います。

小野寺専門委員 また追加しますけれども、この前のヨーロッパの学会では、プリオンというのは砂地とか火山灰地ではよく回収されるけれども、微生物の多い土壌とかそういうところでは非常に肥料中の病原体の失活が早いということがあります。確かにアイスランドなんかは極めて砂地とか火山灰が多いから、そういうところでよく生きているのはよくわかることです。でも、それはスクレイピーの場合です。

吉川座長 済みません、時間をオーバーして、まだこんなことを言っていて。

済みません、これについては、今回は審議を1回休んで次回行いたいと思いますけれども、もらった資料を見て、前回の技術検討会でなされた説明と、今回の説明の整合性、それから、将来そういったものを考えたとき、どういうリスクマネジメントを考えて諮問されてきているのか。その辺についても説明していただいた上で審議をしたいと思います。

どうぞ。

寺田委員長 最後だと思うので申し上げます。

最初に、リスク分析の考え方はコーデックスに従ったやり方というふうに申し上げて、私はそのとおりなんですけれども、「食品安全委員会」としても注意しなくてはいけないのは、やはり評価と関与とちょっとオーバーラップしているところが現実にはあるんです。だけれども、プリンシプルとしてはそうだということと、それから省庁の縦割というものがあったのが、今度は管理と評価で縦割にならないように注意をする必要があると思います。ただ、原則としては管理側が一番本当のことを申し上げるという責任があるんですか

ら、その部分はきちっとやっていただきたいということを言いたかったんです。

もう一つは、食品安全基本法によりますと、ここの「食品安全委員会」は勧告権とモニター権があるというんです。これは管理とぐちゃぐちゃになっているところがあるんです。だから、国民の健康が侵されるということになると勧告できる。それから、そのフォローアップもこちらの「食品安全委員会」の役割になっているわけです。ですから、そういう2つがちょっとコーデックスと違うところがあるということを最後に言っておきたいと思います。

終わります。

吉川座長 「食品安全委員会」が何をやる場所であるというのは、結構永遠のテーマで、それぞれ少しずつ成長していっているのかもしれませんが。

済みません、2つあります。

前回のこの肥料に関して、今のかかわの蒸製骨粉以外の方の焼却灰及び炭化物について、1000度の条件については特に異論がないということで、もしあれば、諮問が2つ併せて来ていましたけれども、骨灰と炭化物については問題ないというのであれば切り離して親委員会の方に報告書をつくるか、あるいはもう片方の審議まで併せて返すか。どうしましょうか。

大きく2つ諮問が来ていて、1つは1000度で焼却する、酸素を入れた灰と無酸素状態での炭化物。これに関してはリスク低減措置として問題ないだろうという話で、この間決着をされたんですけれども、現在残っているのが蒸製骨粉から抽出されるにかかわの方のリスクで、一緒にするか、あるいは結論の出た方だけは先に切り離して報告書をつくるかということですが、どうですか。

小野寺専門委員 急ぐ必要はないのではないですか。

吉川座長 いいですか。急ぐ必要がなければ、やはり両方の審議を終えてからということにしますけれども、管理省庁としてはどうですか。これは製造工程が全く違うんです。

藤井課長補佐 開けるものであれば早目に開きたいと思いますので、焼却灰、あと炭、そちらを返していただいて、にかわかすについては引き続き御議論いただくというような形をお願いできればと思います。

吉川座長 どうですか。いいですか。

(「異議なし」と声あり)

吉川座長 それでは、皆さん、同意ということで、切り離してやりたいというふうに思います。

それでは、報告案をつくった上で専門委員に確認していただいて、親委員会の方に上げたいというふうに思います。

それから、事務局の方から来ているんですけども、先ほどの米国、カナダ産の件ですけれども、質問その他、準備しておいた方がいいという資料があれば、6月10日までに事務局の方に連絡していただきたいというメッセージが来ております。

それでいいですね。

梅田課長補佐 来週いっぱい、6月10日でお願いできればと思っております。

また、資料については、御要求のものがすべてそろうかどうかはわかりませんが、最大限努力をさせていただきたいと思います。

吉川座長 ほかに、事務局の方から連絡はありますか。いいですか。

梅田課長補佐 特にございません。

吉川座長 それでは、随分と予定より長くなりましたけれども、次回については日程調整の上、お知らせします。

本日は以上です。どうもありがとうございました。